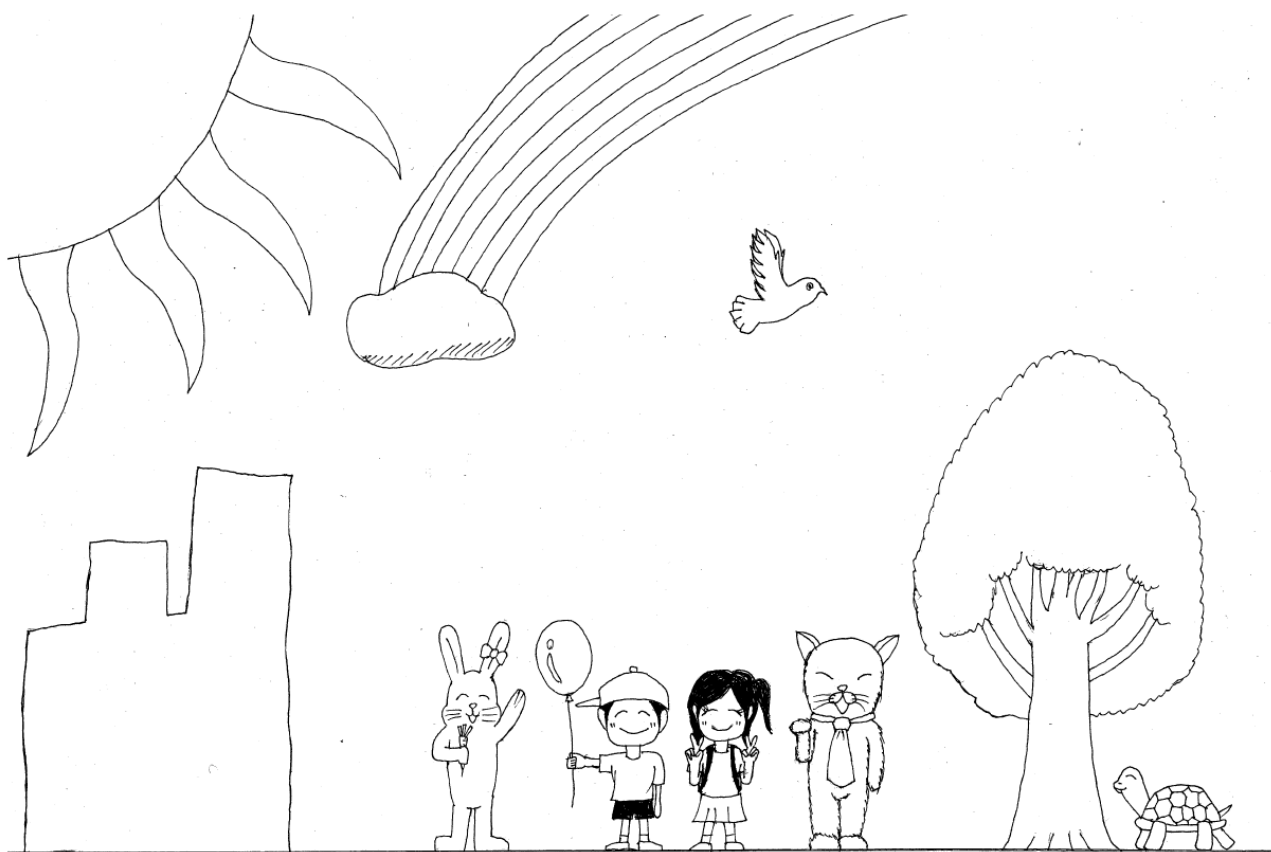


福岡市こども総合相談センター

事業概要



平成27年度版

<表紙の説明>

思春期後期のひきこもりがちな子ども達のための、社会的自立に向けた集団支援の場（愛称“Peaceful”）に通う男子メンバーが、“Peaceful”をイメージして描きました。この表紙のイラストは「“Peaceful”はみんなが笑顔になるところ」と安心や居心地の良さを表しています。自ら発信することが少ないメンバーも、イラストなど得意分野ではしっかり表現することができ、少しずつ自信をつけながら社会に歩み出そうとしています。

はじめに

平成 12 年に児童虐待防止法が制定されて 15 年が経過しました。福岡市児童相談所から福岡市こども総合相談センターに、総合的で専門的な相談機関としてオープンしたのは、その 3 年後の平成 15 年です。ですから、児童虐待防止法以降の我が国における虐待防止の法制度の変遷と、本センターの歩みは並行したものと言って過言ではありません。

この間の 15 年を振り返って、本センターにおける子ども虐待防止の取り組みはどれくらい発展してきたでしょうか？年々増加していく虐待通告に追われながらも、毎日のように寄せられる切実な相談に職員は息つく暇もなく対応してきました。児童虐待の初期対応に関する経験の蓄積はできつつありますが、一方で保護された子どものケアやケースワークについては課題が山積しています。中でも、長期間施設に入所している子どもたちのことは大きな課題です。

虐待や養護相談で保護した子どもたちの中には、元の養育環境が改善しないまま長期施設入所となっている子どもが少なくありません。その要因として、担当児童福祉司の働きかけによって養育環境が改善しない場合や、保護者と連絡が取れなくなる場合があります。日本の法制度においては、保護者の養育態度や養育環境を裁判所が命令や勧告する制度がないという事情もあって、諸外国と比較しても長期入所の割合が多いという現状があります。

そこで、平成 27 年度の組織編成の中で、こども支援課内に家庭支援・施設調整係を新設しました。5 年以上施設等に入所している子どもたちに対して、十分なアセスメント、子どもや保護者の意向確認を行った上で、家庭復帰支援や自立支援を行います。1 名の係長の下に、在宅ケースを持たず入所児童だけを専従で担当とする 2 名の児童福祉司を配置しました。子どもや施設の担当者とは十分なコミュニケーションを持ちつつ、里親委託変更も含めた家庭での生活の可能性を探っていきます。また、施設から自立する子どもに対しても、今まで以上のきめこまかな支援を進めていきます。子どもは安心して安全な家庭で養育を受ける権利を持っています。この係の成果が表れるのはまだ先かもしれませんが、子どもたちが、家庭で暮らせる時期が少しでも早く訪れるように目下取り組んでいます。

本概要は、平成 26 年度のセンターの相談概要と業務実績をまとめたものです。ご高覧いただき、関係各位の業務の参考にしていただければ幸いです。

平成 27 年 12 月 福岡市こども総合相談センター
所長 藤林 武史

目 次

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1	こども総合相談センター概況	1
2	所在地及び建物概要	2
3	利用案内	3
4	組織及び事務分掌	4
5	相談の流れ	5

第2 こども総合相談センター業務概要（平成26年度）

1	相談の種別	6
2	電話相談の状況	6
3	面接相談の状況	8
(1)	概況	8
(2)	育成相談	9
(3)	障がい相談	10
(4)	養護相談	12
(5)	非行相談	13
(6)	教育相談	15
(7)	心理判定・面接状況	16
4	児童虐待防止対策	18
5	里親制度推進事業	22
6	思春期相談事業	24
7	いじめ・不登校対策	27
8	一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況	29
9	その他の事業	31
(1)	事件・事故等に関わる学校緊急支援事業	31
(2)	非行防止活動	31
(3)	こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会	33
(4)	広報・啓発活動	33

第3 特集

1	「一時保護所における子どもの権利擁護のために」	34
---	-------------------------	----

第4 資料集

1	福岡市の人口と児童をとりまく環境	38
2	児童福祉施設等一覧	39
3	子どもの問題に関する主な相談機関	42
4	こども総合相談センター設置の経緯	43

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1 こども総合相談センター概況

(1) 取り組み概況

こども総合相談センター「えがお館」では、0歳から20歳までの子どもや保護者を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築・連携に努めるとともに、里親制度の普及・啓発、校区における新規里親の開拓や、里親に対する支援を実施するとともにファミリーホームを拡充するなど、家庭的な環境での養育を推進しています。また、虐待の早期発見・早期対応のために引き続き、休日・夜間における子どもの安全確認や弁護士資格を有する課長級職員の配置など、児童虐待防止体制の充実を図っています。

さらに、教育相談部門では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校に配置し連携をとりながら、子どもの抱える問題について、子ども自身だけでなくその取り巻く環境にも働きかけ、包括的な支援活動を行っています。

(2) 主な事業

★相談事業

- ・24時間対応の電話相談及び女の子専用電話相談（年末年始を除く）の実施
- ・面接相談や心理診断・ケアなどの実施
- ・療育手帳の交付に伴う判定

★児童虐待防止対策等の取り組み

- ・虐待を受けた子どものための心のケアと虐待をした親の援助
- ・虐待防止・早期発見のためのネットワークの強化
- ・一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の運営
- ・養育支援訪問事業の実施
- ・子育て見守り訪問員派遣事業の実施

★里親制度の推進への取り組み

- ・里親制度の広報啓発
- ・里親研修（ステップアップ研修、専門里親継続研修）の実施
- ・里親養育支援共働事業の実施
- ・お盆ふれあい行事の実施

★思春期相談の取り組み

- ・思春期相談
- ・思春期集団支援事業（ピースフル）、地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター ワンド）の実施
- ・思春期研修会・思春期保護者交流会等の実施
- ・ひきこもり等子どもへの相談員派遣事業の実施

★教育相談事業と不登校対策

- ・適応指導教室（はまかぜ学級・まつ風学級・すまいる学級）の運営
- ・不登校支援のための学校訪問
- ・不登校児童生徒支援のための大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業の実施
- ・スクールカウンセラー等活用事業の実施
- ・事件・事故等に関わる学校緊急支援の実施
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業の実施

★非行防止運動

- ・青少年に対する街頭指導活動の実施

★地域支援、情報提供、広報、啓発事業の実施

- ・ホームページの公開
- ・出前講座の実施
- ・小冊子「わが子を見つめる」の発行

2 所在地及び建物概要

(1) 所在地

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号 こども総合相談センター（えがお館）

(2) 建物概要

延床面積 12,373.92 m² 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 建築面積 2,097.31 m² 階数：地下1階地上7階

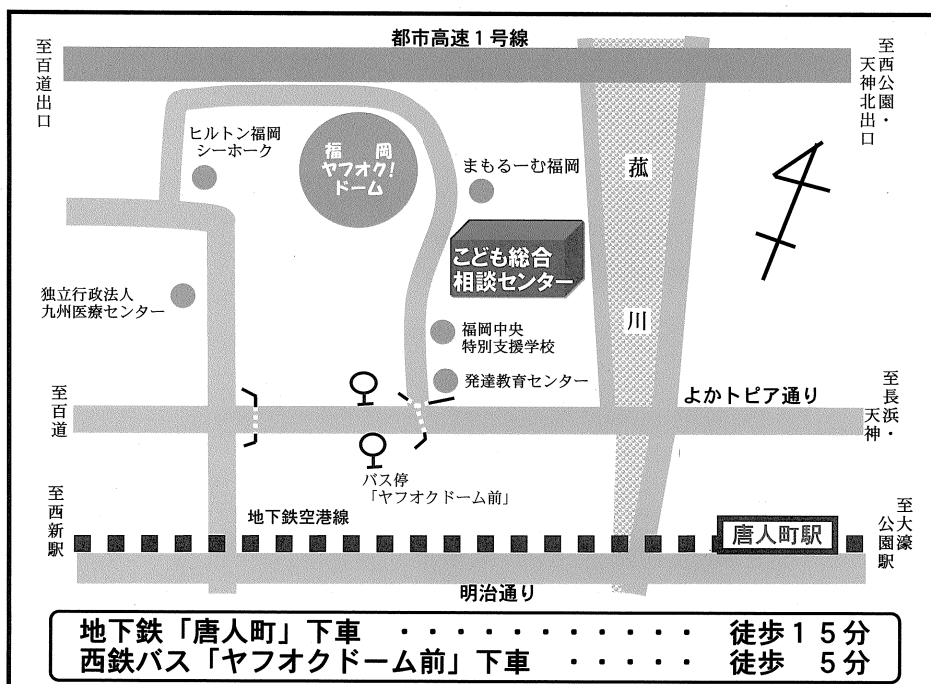
(3) 設置

平成15年5月5日

(4) フロア案内

階数	施設名称	施設の主な機能
7F	視聴覚室・研修室	● 視聴覚室等については、当センターの関係機関・団体や子どもの援助団体などを支援する場です。
6F	面接室・医務室 各種療法室	● 主に心理診断や心理療法、医師による医学的診断を行っています。
5F	相談受付・相談室 屋内運動場・事務室	● 当センターの総合受付があります。 ● 0歳から20歳までの子どもや家族、関係者の皆様を対象に面接相談を行っています。
4F	はまかぜ学級	● 不登校児童生徒の活動支援の場として“はまかぜ学級”があります。
3F	ほっとルーム	● 子どもの福祉に関する一時保護や生活指導を行う“まりんルーム”や“ほっとルーム”があります。 ● 守衛室があります。
2F	まりんルーム	
1F	まりんルーム ロビー・守衛室	
B1F	駐車場	※高さ制限がありバス等は駐車できません。

(5) 交通アクセス・周辺案内



3 利用案内

(1) このような相談をお受けいたします。

- ★赤ちゃんの育児（授乳・食事・排泄・睡眠）不安に関すること
- ★子どもの発育や発達の遅れなどに関すること
- ★家庭内の暴力などの性格行動に関すること
- ★心身に障がいのある場合の発達や施設入所等に関すること
- ★療育手帳，特別児童扶養手当の判定に関すること
- ★子ども自身の身体の悩みや性に関すること
- ★ひきこもりがちな子どもに関すること
- ★養育者の病気や死亡，置き去りなどの理由により家庭で子どもの養育が困難なときの相談
- ★里親に子どもを預けたい，里親になりたい
- ★子どもの夜間徘徊，万引きや盗み，家のお金の持ち出しやシンナーを使って困っているなどの相談
- ★性被害や異性交遊など性についての悩み
- ★近所の子どもの虐待を受けているなど養育環境上の問題のある家庭についての相談
- ★不登校に関すること
- ★いじめなど学校生活についての悩みに関すること

(2) 利用できる方

- ★0歳から20歳までの子どもやその家族とその関係者，子どもに関する各種団体。

(3) 利用方法

① 電話相談

- ★ 専門の相談員（臨床心理士，保健師，助産師，看護師，保育士，社会福祉士，教職経験者など）が電話でご相談をお受けします。

相談電話(24時間対応)

092-833-3000 ※年中無休(年末年始を除く)

- 子ども本人，保護者の皆様からのご相談をお受けします。
- どこに相談したらよいのかわからない子どもの相談は迷わずご相談下さい。

女の子専用電話(9:00~17:00)

092-833-3001 ※年中無休(年末年始を除く)

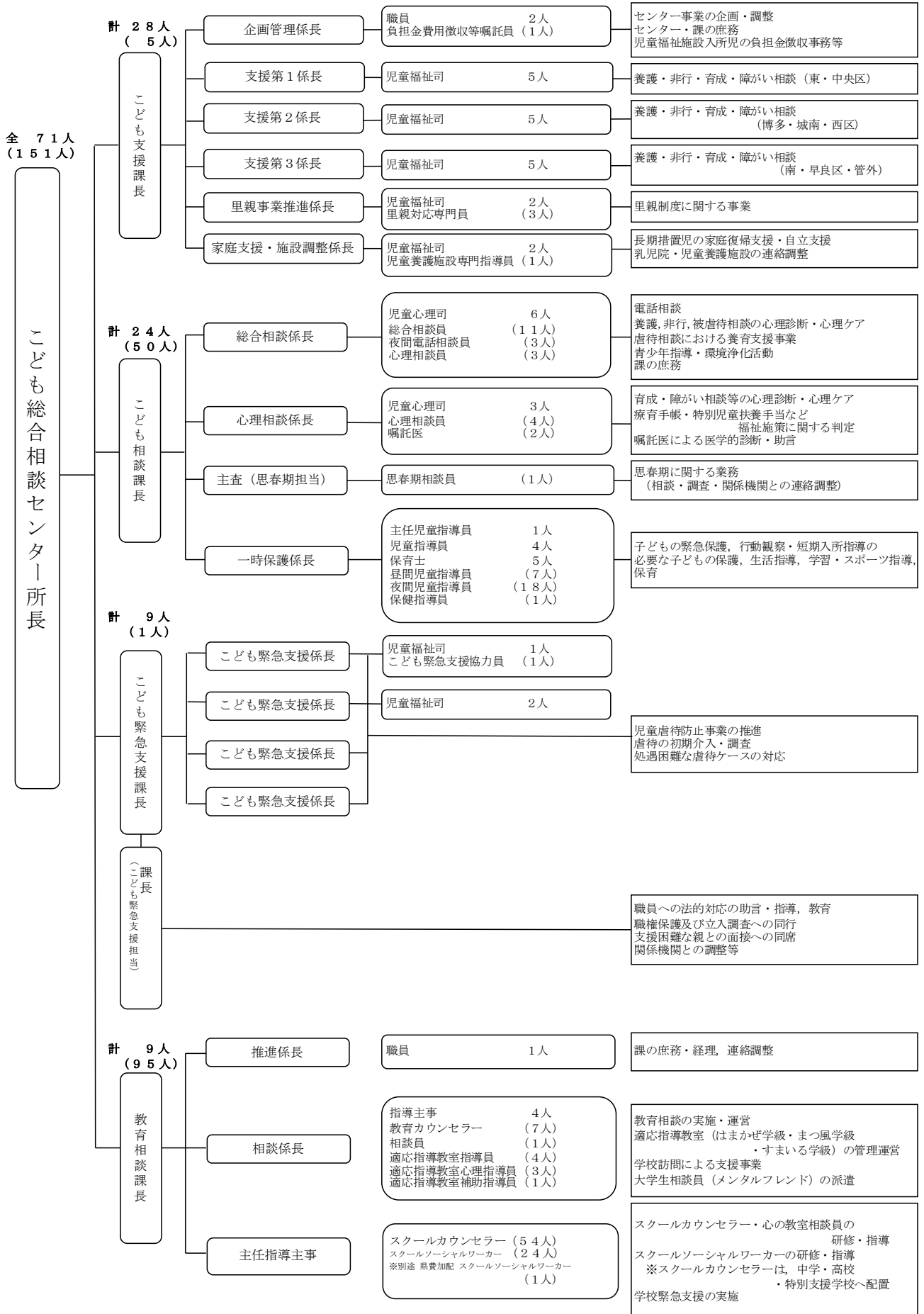
- 女の子本人からのご相談を女性相談員がお受けします。

② 面接相談

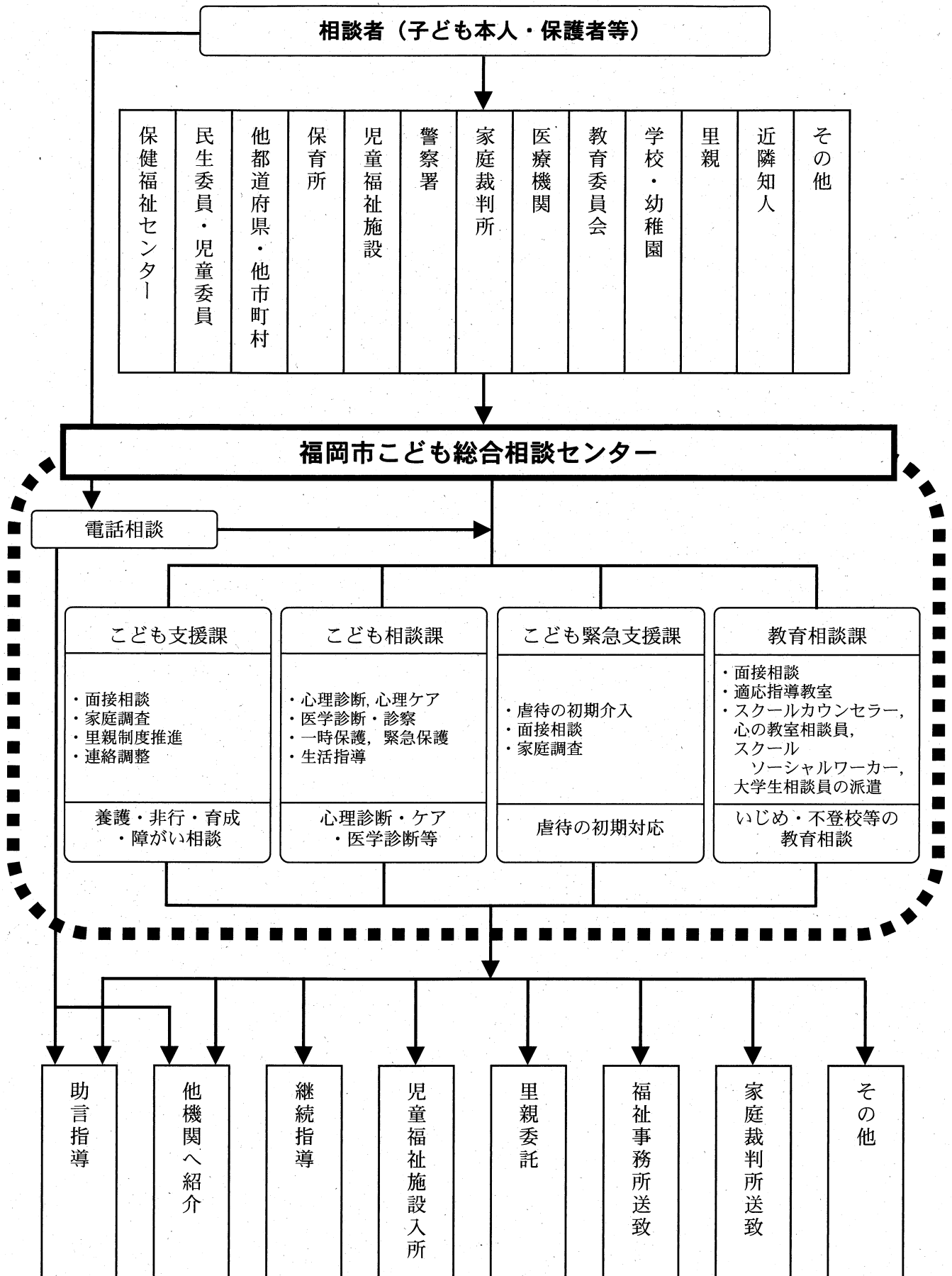
- 担当の係で児童福祉司，児童心理司等が相談をお受けします。
- 原則として予約が必要です。まずはお電話でご相談下さい。
- 面接時間は祝日を除く月曜から金曜日の午前9時から午後5時までです。

4 組織及び事務分掌

※ () 内は嘱託員で外数



5 相談の流れ



第2 こども総合相談センター業務概要（平成26年度）

1 相談の種別

- ・育成相談 落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけなどに関する相談。
- ・障がい相談 知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、言語発達障がい等のある子どもの家庭養育や施設入所に関する相談。
- ・養護相談 保護者の病気、家出などのため家庭養育が困難な子ども、暴力や遺棄・置き去りなど虐待・放任されている家庭環境上問題がある子どもの相談。
- ・非行相談 家出、不良交友などの行為のある子どものぐ犯行為（*1）や窃盗、暴行傷害など法に触れる行為のある子どもの相談。
- ・教育相談 不登校、いじめなどの学校場面での問題に関する相談。

*1 ぐ犯行為・・・将来に罪を犯す可能性のある行為

2 電話相談の状況

(1) 受理件数

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	*2 計（虐待相談）
22年度	5,900 52.0	160 1.4	606 5.4	221 2.0	2,281 20.1	2,169 19.1	11,337件（377） 100.0%（3.3）
23年度	5,215 51.1	160 1.6	704 6.9	219 2.1	2,775 27.2	1,137 11.1	10,210件（417） 100.0%（4.1）
24年度	4,668 42.8	163 1.5	1,020 9.4	264 2.4	3,474 31.9	1,307 12.0	10,896件（620） 100.0%（5.7）
25年度	4,413 42.5	159 1.5	718 6.9	231 2.2	3,765 36.2	1,104 10.7	10,390件（503） 100.0%（4.8）
26年度	4,806 44.1	175 1.6	654 6.0	239 2.2	3,844 35.2	1,191 10.9	10,909件（481） 100.0%（4.4）

※（ ）内は虐待相談件数で内数

毎年10,000件超の相談を受けています。平成26年度の相談の受理状況については、育成相談が約44%、教育相談が約35%で、この2つの相談で全体の約80%を占めています。

*2 虐待相談・・・ここでいう虐待相談には、近隣者からの虐待通告の他に子ども自身からの相談や保護者からの虐待しそうであるという相談も含まれています。

② 虐待相談の内訳

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
24年度	174 28.1	300 48.4	17 2.7	129 20.8	620件 100.0%
25年度	166 33.0	199 39.6	26 5.2	112 22.2	503件 100.0%
26年度	180 37.4	184 38.3	24 5.0	93 19.3	481件 100.0%

平成25年度、26年度は、虐待相談が約500件前後で推移しています。

③ 時間帯別（昼間：8:00～17:00，夜間 17:00～22:00，深夜 22:00～翌 8:00）

区分	昼間	夜間	深夜	計
24年度	7,532 69.1	2,023 18.6	1,341 12.3	10,896件 100.0%
25年度	7,260 69.9	1,819 17.5	1,311 12.6	10,390件 100.0%
26年度	7,516 68.9	2,020 18.5	1,373 12.6	10,909件 100.0%

約70%は昼間の相談ですが、深夜の相談についても約13%となっています。

(2) 相談者別件数

区分	本人	父	母	その他 親族	教師	その他	計
24年度	1,348 12.4	530 4.9	7,099 65.2	480 4.4	362 3.3	1,077 9.8	10,896件 100.0%
25年度	1,165 11.2	555 5.3	7,067 68.0	462 4.4	286 2.8	855 8.3	10,390件 100.0%
26年度	1,096 10.0	640 5.9	7,506 68.8	465 4.3	347 3.2	855 7.8	10,909件 100.0%

母親からの相談が一番多く、約70%を占めています。

(3) 対象者学職別件数*3

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
24年度	2,784 25.6	2,992 27.5	2,877 26.4	815 7.5	205 1.9	80 0.7	130 1.2	455 4.2	558 5.0	10,896件 100.0%
25年度	2,240 21.6	3,006 28.9	2,873 27.7	988 9.5	182 1.8	66 0.6	76 0.7	462 4.4	497 4.8	10,390件 100.0%
26年度	2,271 20.8	2,979 27.3	3,192 29.3	1,089 10.0	223 2.0	69 0.6	72 0.7	361 3.3	653 6.0	10,909件 100.0%

相談対象者としては、乳幼児、小学生、中学生で約80%を占めています。

*3 学職別件数・・・学年若しくは職業の有無毎の件数

(4) 電話対応の処理状況

区分	相談引継	助言	他機関 紹介	その他	計
24年度	654 6.0	9,139 83.9	1,054 9.7	49 0.4	10,896件 100.0%
25年度	503 4.8	8,521 82.0	1,122 10.8	244 2.4	10,390件 100.0%
26年度	476 4.4	9,240 84.7	954 8.7	239 2.2	10,909件 100.0%

処理の状況としては、助言が最も多く約85%であり、他機関へ繋いだものも約9%あります。

(5) 居住地別

区分	市内	市外県内	県外	不明	計
24年度	8,826 81.0	648 5.9	233 2.1	1,189 11.0	10,896件 100.0%
25年度	8,486 81.7	689 6.6	272 2.6	943 9.1	10,390件 100.0%
26年度	8,464 77.6	711 6.5	484 4.4	1,250 11.5	10,909件 100.0%

相談の多くは市内からで約78%、市外や県外からも10%入ってきています。

3 面接相談の状況

(1) 概況

専門的、継続的な相談が必要な場合、児童福祉司や児童心理司、教職員等により面接相談を受けています。また、必要に応じて各種心理判定や医師の診断を行いながら、カウンセリングを実施しています。

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	虐待通告 相談件数	*2-P.6参照 対応件数	非行 相談	教育 相談	その他	計
22年度	216	2,129	899	604	-	226	119	0	受理3,589件
	6.0	59.3	25.1	16.8	-	6.3	3.3	0.0	100.0%
23年度	4,448	2,719	9,173	6,297	-	2,989	2,746	14	延22,089件
	20.2	12.3	41.5	28.5	-	13.5	12.4	0.1	100.0%
24年度	235	2,335	894	544	-	184	168	0	受理3,816件
	6.2	61.2	23.4	14.3	-	4.8	4.4	0.0	100.0%
25年度	3,790	2,810	10,499	7,288	-	2,661	2,782	10	延22,552件
	16.8	12.5	46.6	32.3	-	11.8	12.3	0.0	100.0%
26年度	227	2,312	925	529	-	188	143	17	受理3,812件
	6.0	60.7	24.2	13.9	-	4.9	3.8	0.4	100.0%
27年度	6,366	4,588	20,468	11,755	-	4,419	5,515	19	延41,375件
	15.4	11.1	49.5	28.4	-	10.7	13.3	0.0	100.0%
28年度	261	2,311	895	535	415	158	200	12	受理3,837件
	6.8	60.3	23.3	13.9	10.8	4.1	5.2	0.3	100.0%
29年度	6,741	2,427	23,818	-	13,785	3,585	6,206	138	延42,915件
	15.7	5.7	55.5	-	32.1	8.3	14.5	0.3	100.0%
30年度	241	2,520	1,050	718	547	184	173	3	受理4,171件
	5.8	60.4	25.2	17.2	13.1	4.4	4.1	0.1	100.0%
31年度	6,485	3,870	23,881	-	14,115	3,882	6,465	71	延44,654件
	14.5	8.7	53.5	-	31.6	8.7	14.5	0.1	100.0%

※24年度以降の延べ件数の増加はシステム変更によるもの

26年度の受理件数で最も多いのは、障がい相談で全体の60.4%となっています。延べ件数では、養護相談で全体の53.5%となっています。

② 虐待相談の内訳*2-P.6参照

区分	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待	放任虐待	計
24年度	190	163	15	161	受理529件
	36.0	30.8	2.8	30.4	100.0%
25年度	1,923	4,742	836	4,254	延11,755件
	16.4	40.3	7.1	36.2	100.0%
26年度	127	141	10	137	受理415件
	30.6	34.0	2.4	33.0	100.0%
27年度	2,672	5,707	463	4,943	延13,785件
	19.4	41.4	3.4	35.8	100.0%
28年度	146	181	10	210	受理547件
	26.7	33.1	1.8	38.4	100.0%
29年度	2,655	5,587	954	4,919	延14,115件
	18.8	39.6	6.8	34.8	100.0%

③ 相談経路別件数*4

区分	家庭	福祉 事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉 施設	家庭 裁判所	学校	その他	計
24年度	2,026	553	249	149	363	118	5	64	285	3,812件
	53.2	14.5	6.5	3.9	9.5	3.1	0.1	1.7	7.5	(100.0%)
25年度	2,112	600	215	141	387	111	10	54	207	3,837件
	55.0	15.6	5.6	3.7	10.1	2.9	0.3	1.4	5.4	(100.0%)
26年度	2,124	679	289	127	442	141	3	75	291	4,171件
	50.9	16.3	6.9	3.0	10.6	3.4	0.1	1.8	7.0	(100.0%)

*4 相談経路・・・当センターへ相談のあった相手方の区分を示しています。

④ 対象者学職別件数* 3-P7 参照

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
24年度	1,633	928	698	512	4	2	35	0	0	3,812件
	42.9	24.3	18.3	13.4	0.1	0.1	0.9	0.0	0.0	100.0%
25年度	1,661	985	658	511	4	4	12	0	2	3,837件
	43.3	25.7	17.1	13.3	0.1	0.1	0.3	0.0	0.1	100.0%
26年度	1,779	1,100	723	534	2	11	17	0	5	4,171件
	42.6	26.4	17.3	12.8	0.1	0.3	0.4	0.0	0.1	100.0%

(2) 育成相談

落ち着きがない、集団不応、家庭内暴力などの性格行動や、しつけ、進学・就職などについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	性格行動									小計	育児	進路	ひきこもり	生き方	性	被害	保健・医療	計
	な落ち着きが	わ反抗がま・ま	家庭内暴力	乱暴	性情緒その他	社対会人性	子習癖ク	生活習慣	その他行動									
22年度	27	20	19	9	72	16	7	0	21	191	10	3	4	2	0	4	2	216件
	12.5	9.3	8.8	4.2	33.3	7.4	3.2	0.0	9.7	88.4	4.6	1.4	1.9	0.9	0.0	1.9	0.9	100.0%
23年度	38	22	20	13	54	22	10	2	24	205	15	4	4	1	3	3	0	235件
	16.2	9.4	8.5	5.5	23.0	9.4	4.2	0.8	10.2	87.2	6.4	1.7	1.7	0.4	1.3	1.3	0.0	100.0%
24年度	40	12	16	11	54	19	10	2	13	177	16	0	13	2	4	13	2	227件
	17.6	5.3	7.0	4.8	23.9	8.4	4.4	0.9	5.7	78.0	7.0	0.0	5.7	0.9	1.8	5.7	0.9	100.0%
25年度	30	9	23	16	57	39	8	5	32	219	23	2	9	1	0	6	1	261件
	11.5	3.5	8.8	6.1	21.8	14.9	3.1	1.9	12.3	83.9	8.8	0.8	3.4	0.4	0.0	2.3	0.4	100.0%
26年度	41	15	21	16	43	31	4	3	43	217	14	2	5	1	2	0	3	244件
	16.8	6.2	8.6	6.6	17.6	12.7	1.6	1.2	17.6	88.9	5.8	0.8	2.1	0.4	0.8	0.0	1.2	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
24年度	42	24	54	51	43	10	3	227件
	18.5	10.6	23.8	22.5	18.9	4.4	1.3	100.0%
25年度	40	34	54	61	49	20	3	261件
	15.3	13.0	20.7	23.4	18.8	7.7	1.1	100.0%
26年度	47	28	53	49	53	13	1	244件
	19.3	11.5	21.7	20.1	21.7	5.3	0.4	100.0%

③ 相談経路別件数* 4-P8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親含)	家庭裁判所	学校	その他	計
24年度	184	0	10	30	0	1	0	2	0	227件
	81.1	0.0	4.4	13.2	0.0	0.4	0.0	0.9	0.0	100.0%
25年度	205	2	12	37	0	1	0	2	2	261件
	78.5	0.8	4.6	14.1	0.0	0.4	0.0	0.8	0.8	100.0%
26年度	191	0	8	36	0	4	0	4	1	244件
	78.3	0.0	3.3	14.8	0.0	1.6	0.0	1.6	0.4	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P7 参照

区分	未就学	小学生							中学生				高校生				無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
24年度	56	14	21	20	17	17	13	102	22	15	14	51	6	4	1	11	7	227件
	24.6	6.2	9.3	8.8	7.5	7.5	5.7	45.0	9.7	6.6	6.2	22.5	2.6	1.8	0.4	4.8	3.1	100.0%
25年度	70	21	17	16	22	21	17	114	26	15	12	53	13	8	1	22	2	261件
	26.8	8.0	6.5	6.1	8.4	8.0	6.5	43.7	10.0	5.7	4.6	20.3	5.0	3.1	0.4	8.4	0.8	100.0%
26年度	58	19	16	20	21	19	17	112	25	16	14	55	9	2	0	11	8	244件
	23.8	7.8	6.6	8.2	8.6	7.8	7.0	45.9	10.2	6.6	5.7	22.5	3.7	0.8	0.0	4.5	3.3	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5

区分	訓戒誓約	児童福祉司指導	施設入所		福祉事務所送致	*6 助言指導	継続指導	その他	計
			入所	通園					
24年度	0	0	1	0	0	33	187	6	227件
	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	14.5	82.5	2.6	100.0%
25年度	0	0	5	0	0	51	190	15	261件
	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0	19.6	72.8	5.7	100.0%
26年度	0	2	8	0	0	74	147	13	244件
	0.0	0.8	3.3	0.0	0.0	30.3	60.3	5.3	100.0%

*5 支援別件数・・・当センターが行った援助の内容毎の件数です。

*6 助言・指導・・・子どもの相談内容に対する対応方法や他機関への連携等を行い、1回の面接で終了したもの。

育成相談における助言指導の多くは、育児や子どもの進路などの相談です。また継続指導とは子どもの性格や行動などの問題がある場合等に、継続して数回から数十回に渡って通所面接や遊戯療法(*7)などを行い、親子関係等の調整を行ったものです。

*7 遊戯療法・・・遊びを媒介として、子どもの精神安定を図り不適応状態からの回復をめざす心理療法

(3) 障がい相談

知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、視聴覚障がい、言語発達障がいなど、心身に障がいのある子どもの療育や家庭での養育、施設入所についての相談です。

療育手帳、特別児童扶養手当の判定も実施しています。

① 相談内容別件数

区分	知的障がい	肢体不自由	重症心身	言語障がい	その他	計
24年度	2,017	115	26	116	38	2,312件
	87.2	5.1	1.1	5.0	1.6	100.0%
25年度	2,033	113	21	106	38	2,311件
	88.0	4.9	0.9	4.6	1.6	100.0%
26年度	2,213	154	23	92	38	2,520件
	87.8	6.1	0.9	3.7	1.5	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
24年度	718	538	246	240	322	239	9	2,312件
	31.1	23.3	10.6	10.4	13.9	10.3	0.4	100.0%
25年度	721	559	241	230	351	200	9	2,311件
	31.2	24.2	10.4	9.9	15.2	8.7	0.4	100.0%
26年度	766	640	289	250	333	235	7	2,520件
	30.4	25.4	11.5	9.9	13.2	9.3	0.3	100.0%

③ 相談経路別件数* 4-P.8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親含)	家庭裁判所	学校	その他	計
24年度	805	463	2	118	633	14	0	0	277	2,312件
	34.8	20.0	0.1	5.1	27.4	0.6	0.0	0.0	12.0	100.0%
25年度	891	486	2	96	596	15	0	0	225	2,311件
	38.6	21.0	0.1	4.2	25.8	0.6	0.0	0.0	9.7	100.0%
26年度	957	594	0	89	659	24	0	0	197	2,520件
	38.0	23.6	0.0	3.5	26.1	1.0	0.0	0.0	7.8	100.0%

④ 学職別件数* 3-P.7 参照

区分	未就学	小学生							中学生				高校生				無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
24年度	772	151	112	112	110	111	137	733	150	172	157	479	147	123	40	310	18	2,312件
	33.4	6.5	4.8	4.9	4.8	4.8	5.9	31.7	6.5	7.4	6.8	20.7	6.4	5.3	1.7	13.4	0.8	100.0%
25年度	1,250	123	75	65	77	68	91	499	115	82	91	288	89	76	29	194	80	2,311件
	54.1	5.3	3.2	2.9	3.3	2.9	3.9	21.5	5.0	3.5	3.9	12.4	3.9	3.3	1.3	8.5	3.5	100.0%
26年度	1,380	127	95	70	79	87	75	533	124	92	119	335	113	105	32	250	22	2,520件
	54.8	5.0	3.8	2.8	3.1	3.4	3.0	21.1	4.9	3.6	4.7	13.2	4.5	4.2	1.3	10.0	0.9	100.0%

⑤ 支援別件数* 6-P.10 参照

区分	訓戒誓約	児童福祉司指導	施設入所* 8				福祉事務所送致	助言指導	継続指導	その他	計
			入所		通園						
			措置	契約	措置	契約					
24年度	0	0	7	78	0	633	0	1,503	57	34	2,312件
	0.0	0.0	0.3	3.4	0.0	27.4	0.0	64.9	2.5	1.5	100.0%
25年度	0	0	4	49	0	596	0	1,574	59	29	2,311件
	0.0	0.0	0.2	2.1	0.0	25.8	0.0	68.1	2.6	1.2	100.0%
26年度	0	0	5	44	0	659	0	1,712	73	27	2,520件
	0.0	0.0	0.2	1.7	0.0	26.2	0.0	67.9	2.9	1.1	100.0%

* 8 施設入所・・・施設入所のうち契約件数についてはH18年10月より始まった施設と利用者の施設利用契約制度による入所件数であり、毎年度契約要。

⑥ 障がい児施設入所状況（年度末在籍）

区分	知的障がい児	盲児	ろうあ児	肢体 不自由児	重症心身 障がい児	計
24年度	43 (20)	1 (0)	3 (4)	1 (6)	3 (16)	51人 (46)
25年度	38 (24)	1 (0)	3 (2)	2 (7)	1 (11)	45人 (44)
26年度	32 (25)	1 (0)	4 (3)	1 (1)	4 (15)	42人 (44)

※（ ）内の数値は、契約による入所者数で外数、平成24年度から加齢児は療養介護へ移行

(4) 養護相談

保護者の病気・家出などのため家庭養育が困難な子ども、遺棄・置き去りなど適当な養育者がいない子ども、虐待・放任されている家庭環境上問題のある子どもについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	保護者の理由			離婚	虐待	拘禁	父母 就労	家庭 環境	迷子	その他	計
	傷病	家出	死亡								
22年度	89	3	3	3	534	12	4	87	2	162	899件
	9.9	0.3	0.3	0.3	59.5	1.3	0.4	9.7	0.2	18.1	100.0%
23年度	92	3	1	0	505	9	7	81	2	194	894件
	10.3	0.3	0.1	0.0	56.5	1.0	0.8	9.1	0.2	21.7	100.0%
24年度	89	4	2	5	529	21	5	109	4	157	925件
	9.6	0.4	0.2	0.5	57.3	2.3	0.5	11.8	0.4	17.0	100.0%
25年度	89	7	2	0	415	28	16	107	2	229	895件
	9.9	0.8	0.2	0.0	46.4	3.1	1.8	12.0	0.2	25.6	100.0%
26年度	68	6	3	2	547	13	17	96	9	289	1,050件
	6.5	0.6	0.3	0.2	52.1	1.2	1.6	9.1	0.9	27.5	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
24年度	286	140	173	122	113	64	27	925件
	30.9	15.2	18.7	13.2	12.2	6.9	2.9	100.0%
25年度	256	164	139	130	137	52	17	895件
	28.6	18.3	15.6	14.5	15.3	5.8	1.9	100.0%
26年度	281	204	190	160	124	65	26	1,050件
	26.8	19.4	18.1	15.2	11.8	6.2	2.5	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P8 参照

区分	家庭	福祉 事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉 施設 (里親)	家庭 裁判所	学校	その他	計
24年度	107	102	114	5	1	101	0	47	448	925件
	11.6	11.0	12.3	0.5	0.1	10.9	0.0	5.1	48.5	100.0%
25年度	92	112	127	0	2	82	0	44	436	895件
	10.3	12.5	14.2	0.0	0.2	9.2	0.0	4.9	48.7	100.0%
26年度	131	102	166	0	1	101	0	65	484	1,050件
	12.5	9.7	15.8	0.0	0.1	9.6	0.0	6.2	46.1	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	未就学	小学生						中学生				高校生	無職等	計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年				小計
24年度	384	43	61	60	67	52	40	323	41	49	28	118	79	21	925件
	41.5	4.6	6.6	6.5	7.2	5.6	4.3	34.8	4.4	5.3	3.0	12.7	8.5	2.3	100.0%
25年度	386	63	47	48	41	45	48	292	42	50	48	140	57	20	895件
	43.1	7.0	5.3	5.4	4.6	5.0	5.4	32.7	4.7	5.6	5.4	15.7	6.4	2.2	100.0%
26年度	468	70	59	63	42	55	56	345	56	51	31	138	80	19	1,050件
	44.6	6.7	5.6	6.0	4.0	5.2	5.3	32.8	5.3	4.9	3.0	13.2	7.6	1.8	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	児童養護施設等入所	里親委託	その他	計
24年度	269	488	0	105	57	6	925件
	29.1	52.8	0.0	11.4	6.2	0.6	100.0%
25年度	331	428	6	84	37	9	895件
	37.0	47.8	0.7	9.4	4.1	1.0	100.0%
26年度	499	406	0	105	36	4	1,050件
	47.5	38.7	0.0	10.0	3.4	0.4	100.0%

⑥ 児童養護施設等入所状況（4月1日付施設入所者在籍数）

区分	乳児院	児童養護施設	情緒障がい児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	里親	計
24年度	42	263	10	10	4	143	472人
25年度	43	264	5	5	6	142	465人
26年度	29	275	5	6	5	140	460人

(5) 非行相談

① 相談内容別・男女別件数

家出、不良交遊等の行為のある子どもについてのぐ犯行為（* 1-P.6 参照）等の相談や、13歳以下で窃盗・暴行行為等法に触れる行為のある子どもについての触法相談です。

区分		無断外泊	浮浪徘徊	金品持出	不純異性交遊	不良交遊	喫煙・飲酒	家出	シンナー	放火	暴行傷害	性的非行	窃盗						小計	その他	計
													自転車	原付自転車	万引き	侵入盗	横領	その他			
22年度	男	1	2	11	0	0	0	18	2	6	18	6	11	34	13	1	2	5	66	30	160
	女	1	1	10	0	1	0	25	1	1	1	2	0	1	7	3	1	3	15	8	66
	計	2	3	21	0	1	0	43	3	7	19	8	11	35	20	4	3	8	81	38	226
	%	0.9	1.3	9.3	0.0	0.4	0.0	19.0	1.3	3.1	8.4	3.6	4.9	15.5	8.9	1.8	1.3	3.5	35.9	16.8	100.0
23年度	男	5	2	10	0	0	2	11	0	8	10	5	9	21	8	1	3	10	52	27	132
	女	3	2	7	0	0	0	20	0	0	4	1	0	0	7	0	0	2	9	6	52
	計	8	4	17	0	0	2	31	0	8	14	6	9	21	15	1	3	12	61	33	184
	%	4.3	2.2	9.2	0.0	0.0	1.1	16.8	0.0	4.3	7.6	3.3	4.9	11.4	8.2	0.5	1.6	6.5	33.1	18.1	100.0
24年度	男	4	2	14	0	0	3	17	0	7	8	6	2	10	14	1	3	5	35	23	119
	女	6	4	6	0	1	1	30	0	0	2	1	3	0	7	0	2	2	14	4	69
	計	10	6	20	0	1	4	47	0	7	10	7	5	10	21	1	5	7	49	27	188
	%	5.3	3.2	10.6	0.0	0.5	2.1	25.1	0.0	3.7	5.3	3.7	2.7	5.3	11.2	0.5	2.7	3.7	26.1	14.4	100.0
25年度	男	3	6	15	0	1	0	13	0	1	14	10	4	7	9	2	2	9	33	9	105
	女	3	5	1	0	0	0	27	0	3	1	1	0	0	4	1	1	0	6	6	53
	計	6	11	16	0	1	0	40	0	4	15	11	4	7	13	3	3	9	39	15	158
	%	3.8	7.0	10.1	0.0	0.6	0.0	25.3	0.0	2.5	9.5	7.0	2.5	4.4	8.2	1.9	1.9	5.7	24.7	9.5	100.0
26年度	男	5	3	14	0	3	1	11	0	2	25	9	7	6	10	2	1	6	32	15	120
	女	1	4	9	1	0	0	36	0	0	3	4	0	1	2	0	1	1	5	3	66
	計	6	7	23	1	3	1	47	0	2	28	13	7	7	12	2	2	7	37	18	186
	%	3.2	3.8	12.4	0.5	1.6	0.5	25.3	0.0	1.1	15.0	7.0	3.8	3.8	6.5	1.1	1.1	3.8	19.9	9.7	100.0

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
24年度	0 0.0	0 0.0	5 2.7	32 17.0	126 67.0	25 13.3	0 0.0	188件 100.0%
25年度	0 0.0	0 0.0	9 5.7	39 24.7	99 62.7	11 6.9	0 0.0	158件 100.0%
26年度	0 0.0	0 0.0	9 4.9	30 16.1	120 64.5	27 14.5	0 0.0	186件 100.0%

③ 相談経路別件数* 4-P8 参照

区分	家庭	警察		家庭裁判所	その他	計
		通告	送致			
24年度	48 25.5	119 63.3	0 0.0	4 2.1	17 9.1	188件 100.0%
25年度	57 36.1	76 48.1	2 1.3	10 6.3	13 8.2	158件 100.0%
26年度	55 29.6	107 57.5	4 2.2	2 1.1	18 9.6	186件 100.0%

少年法の改正 (H19.11.1) に伴い、19年度より警察からの送致件数を別途計上

④ 学職別件数* 3-P7 参照

区分	未就学	小学生							中学生				高校生	無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計			
24年度	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 1.6	5 2.7	10 5.4	16 8.5	34 18.2	29 15.4	74 39.3	22 11.7	125 66.4	20 10.6	9 4.8	188件 100.0%
25年度	0 0.0	2 1.3	2 1.3	6 3.8	3 1.9	8 5.0	18 11.4	39 24.7	22 13.9	38 24.1	42 26.6	102 64.6	10 6.3	7 4.4	158件 100.0%
26年度	0 0.0	1 0.5	1 0.5	4 2.2	4 2.2	4 2.2	16 8.6	30 16.1	23 12.4	63 33.9	38 20.4	124 66.7	18 9.7	14 7.5	186件 100.0%

⑤ 支援別件数* 5-P10 参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	施設入所				里親委託	家庭裁判所送致	その他	計
				国立児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童養護施設	情緒障がい児短期治療施設				
24年度	59 31.4	111 59.1	4 2.1	0 0.0	11 5.9	1 0.5	0 0.0	1 0.5	1 0.5	0 0.0	188件 100.0%
25年度	25 15.8	122 77.2	3 1.9	0 0.0	3 1.9	1 0.6	0 0.0	0 0.0	6 2.0	1 0.6	158件 100.0%
26年度	62 33.4	103 55.4	3 1.6	0 0.0	3 1.6	6 3.2	0 0.0	0 0.0	6 3.2	3 1.6	186件 100.0%

非行相談における継続指導は、親子での通所を通して、面接指導や心理治療を並行して行い、問題行動の改善、家庭調整等を行ったものです。

25年度家庭裁判所送致件数のうち3件は施設入所件数と重複しているため合計に含めない。

(6) 教育相談

不登校やいじめに関する相談です。

① 相談内容別件数

区分	学業	学校との 関わり	怠学	不登校	いじめ	交友・ 人間関係	場面 緘黙	学校 生活	計
24年度	3 2.1	1 0.7	0 0.0	129 90.2	2 1.4	5 3.5	0 0.0	3 2.1	143件 100.0%
25年度	3 1.5	1 0.5	2 1.0	189 92.5	1 0.5	4 2.0	2 1.0	2 1.0	204件 100.0%
26年度	0 0.0	1 0.6	1 0.6	167 96.4	2 1.2	1 0.6	0 0.0	1 0.6	173件 100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
24年度	0 0.0	1 0.7	21 14.7	45 31.5	69 48.2	5 3.5	2 1.4	143件 100.0%
25年度	0 0.0	6 2.9	32 15.7	53 26.0	102 50.0	8 3.9	3 1.5	204件 100.0%
26年度	0 0.0	2 1.1	18 10.4	52 30.1	90 52.0	10 5.8	1 0.6	173件 100.0%

③ 相談経路別件数* 4-P.8 参照

区分	家庭	医療 機関	保健所	他施設	教育 委員会	知人	他市 町村	学校	他親族	近隣者	その他	計
24年度	129 90.2	0 0.0	1 0.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 2.1	1 0.7	0 0.0	9 6.3	143件 100.0%
25年度	201 98.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5	2 1.0	0 0.0	0 0.0	204件 100.0%
26年度	168 97.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.6	3 1.7	0 0.0	1 0.6	173件 100.0%

④ 学職別件数* 3-P.7 参照

区分	小 学 生						中 学 生				高 校 生				その他	計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年			小計
24年度	3 2.1	7 4.9	7 4.9	12 8.4	11 7.7	10 7.0	50 35.0	26 18.1	40 28.0	10 7.0	76 53.1	6 4.2	2 1.4	0 0.0	8 5.6	9 6.3	143件 100.0%
25年度	11 5.4	6 2.9	16 7.8	14 6.9	14 6.9	19 9.3	80 39.2	36 17.6	39 19.1	27 13.2	102 49.9	12 5.9	3 1.5	3 1.5	18 8.9	4 2.0	204件 100.0%
26年度	3 1.7	4 2.3	4 2.3	19 11.0	18 10.4	14 8.1	62 35.8	33 19.1	44 25.4	22 12.7	99 57.2	6 3.5	4 2.3	1 0.6	11 6.4	1 0.6	173件 100.0%

⑤ 支援別件数* 5-P.10 参照

区分	助言 指導	継続 指導	他機関 連携	その他	計
24年度	12 8.4	130 90.9	1 0.7	0 0.0	143件 100.0%
25年度	3 1.5	201 98.5	0 0.0	0 0.0	204件 100.0%
26年度	20 11.5	152 87.9	1 0.6	0 0.0	173件 100.0%

(7) 心理判定・心理面接状況

専門的立場から子どもの心身の発達や状況を診断し、それに基づいて助言指導やカウンセリング、遊戯療法（*7-P.10 参照）などの心理療法を用いて、子どもや保護者の直面している問題の解決のための支援を行っています。

① 相談内容別件数

区分	育成相談	障がい相談	養護相談	非行相談	教育相談	その他	計
24年度	2,956	1,982	3,012	874	3,118	8	11,950件
	24.7	16.6	25.1	7.3	26.1	0.2	100.0%
25年度	3,348	1,673	2,942	651	3,646	28	12,288件
	27.3	13.6	23.9	5.3	29.7	0.2	100.0%
26年度	2,931	2,560	2,608	688	3,473	4	12,264件
	23.9	20.9	21.3	5.6	28.2	0.1	100.0%

心理判定・面接のなかの教育相談の多くは、小・中学生の不登校、いじめ等学校生活に関わる相談となっています。障がい相談は療育手帳判定など1回のみの相談も多いのですが、その他の相談は継続的に面接を実施していることが多くなっています。

② 医学診断・心理学的検査・カウンセリング件数

区分	医学診断		心理検査					心理療法 カウンセリング等		計
	観察・指導	医学的検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接・観察	医師	児童心理司	
24年度	576	277	1,596	638	366	75	5,671	0	6,631	15,830件
	3.6	1.7	10.1	4.0	2.3	0.5	35.8	0.0	42.0	100.0%
25年度	588	300	1,571	713	377	100	4,464	0	8,861	16,974件
	3.5	1.8	9.2	4.2	2.2	0.6	26.3	0.0	52.2	100.0%
26年度	599	301	1,698	803	462	293	4,537	0	7,318	16,011件
	3.7	1.9	10.6	5.0	2.9	1.8	28.4	0.0	45.7	100.0%

医学診断は、精神科医、小児科医が行っています。知能検査は、主として、田中ビネーV、WISC-IIIを、発達検査は遠城寺式、新版K式などを用いています。人格検査は、バウムテスト、HTP、ロールシャッハ、P-Fスタディ、SCTなどを実施しています。また、治療が必要と思われる児童には、カウンセリングや遊戯療法（*7-P.10 参照）、箱庭療法（*9）、家族療法（*10）などの心理治療を実施しています。

- * 9 箱庭療法・・・砂の入った箱におもちゃの建物・人・動物等を並べて思い思いの庭を作らせることで治療を試みる心理療法
- * 10 家族療法・・・個人における問題をその人と家族との関係で捉え、家族全体を治療の対象とする心理療法

③ 1歳6か月児・3歳児精密健診相談別受付件数

区分	養護	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達等	重症心身	知的障がい	自閉症	子育て	不登校	性格・行動	計
24年度	1歳6か月	0	0	37	0	1	0	0	0	2	40件
	3歳	0	0	60	0	2	0	0	0	22	84件
25年度	1歳6か月	0	0	44	0	0	0	2	0	10	56件
	3歳	0	0	52	0	0	0	2	0	24	78件
26年度	1歳6か月	0	0	35	0	0	0	3	0	8	46件
	3歳	0	0	48	0	0	0	5	0	37	90件

各区の保健福祉センターに児童心理司が出向いて、発達上の問題が疑われる子どもに面接しています。1歳6か月児健診、3歳児健診とともに、言語発達遅滞などに関する相談が高い割合を占めています。

④ 療育手帳判定件数

区分	新規	再判定	計
22年度	377	617	994件
23年度	428	780	1,208件
24年度	416	755	1,171件
25年度	467	751	1,218件
26年度	552	852	1,404件

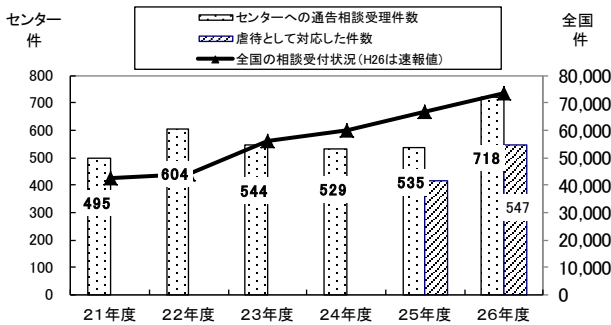
知的障がいがある子どもに対して、療育手帳（*11）の交付のための判定を行っています。上記の件数は、18歳未満の子どもに対して療育手帳新規交付や概ね2年毎に行う再判定に伴う判定件数となっています。また、これとは別に特別児童扶養手当等のための判定も行っています。

*11 療育手帳・・・知的障がいのある方に、一貫した指導・相談を行ったり、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳

4 児童虐待防止対策

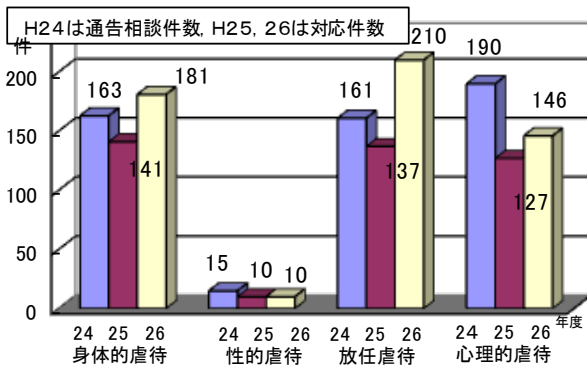
(1) 児童虐待に関する相談状況

① 虐待相談件数



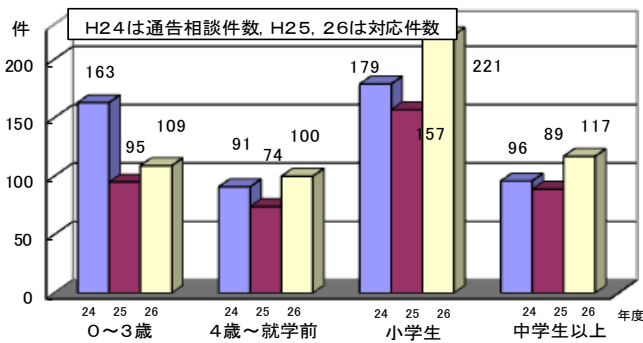
H26年度の通告相談受理件数は718件、対応件数は547件です。H25年度から、受理件数から調査の結果、虐待・虐待の疑いと認められない件数を除外して対応件数として集計しています。通告相談受理件数は、過去最高となりました。これは、福岡市子ども虐待防止活動推進委員会の活動や各区要保護児童支援地域協議会の活動により関係機関の理解が深まったことや、市民への広報・啓発活動を強化したことにより、市民の関心が高まり、相談件数が増加したものと思います。

② 虐待内容別受付状況



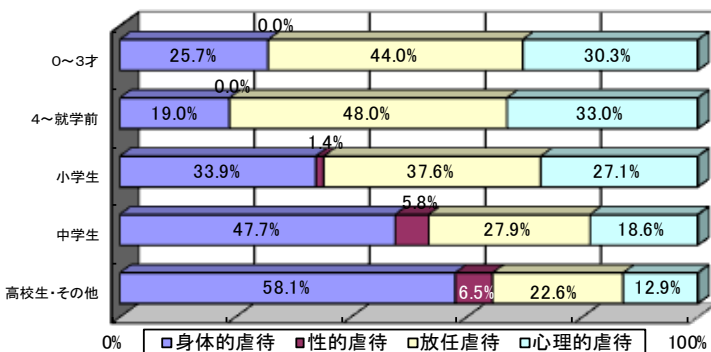
H26年度は、放任虐待が身体的虐待を上回っています。いずれも受理件数で見ると、過去最高の件数で、特に放任虐待の増が大きいものがあります。
心理的虐待は「泣き声通告」が多く、約半数は調査の結果、虐待・虐待の疑いとして認められないものです。
性的虐待は毎年数パーセントに止まっていますが、顕在化しにくい虐待であり、実数はこれよりも多いのではないかと考えています。

③ 年齢別受付状況



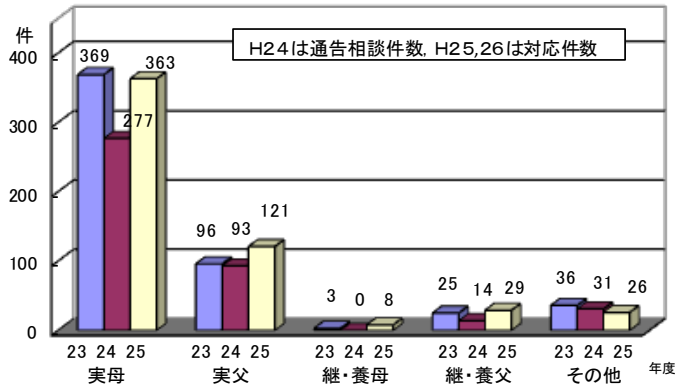
被虐待児の年齢では、乳幼児と小学生がそれぞれ4割程度となっており、小学生の割合が以前より高くなっています。小学生や中学生になって虐待が始まったというより、発見されたのが小学生や中学生という場合も多く、虐待は幼児期から始まることが多いと考えています。
また、乳幼児に起こる児童虐待の場合、生命に関わるような重篤な事態へ発展することがあるため、その対応は児童相談所に限らず、関係機関の連携・協力が必要不可欠です。

④ 年齢別・虐待内容別受付状況 (H26年度数値)



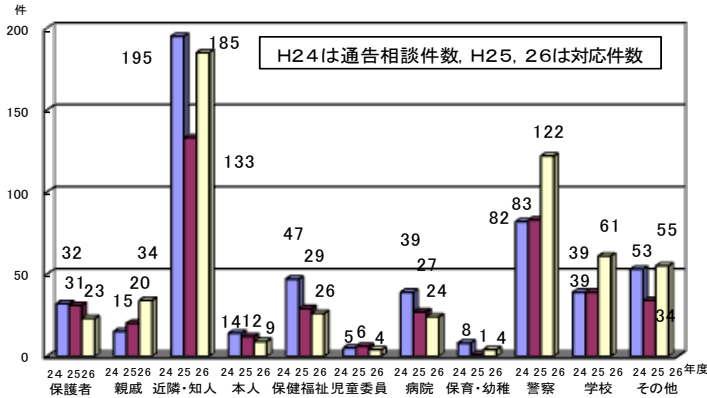
年齢階層別にみた虐待種別の状況では、乳幼児は放任虐待が多く、小学生は、身体的虐待・放任虐待が同じような割合、中学生や高校生は、身体的虐待の割合が高くなっています。ただ、今年度は0～3歳の放任虐待が減少し、4歳から特に小学生の放任虐待が増えています。
また、性的虐待の割合が他の年齢階層に比べて高くなっていますが、このうち虐待を受け始めたのが小学生や幼児期からというケースも少なくありません。

⑤ 虐待者内訳



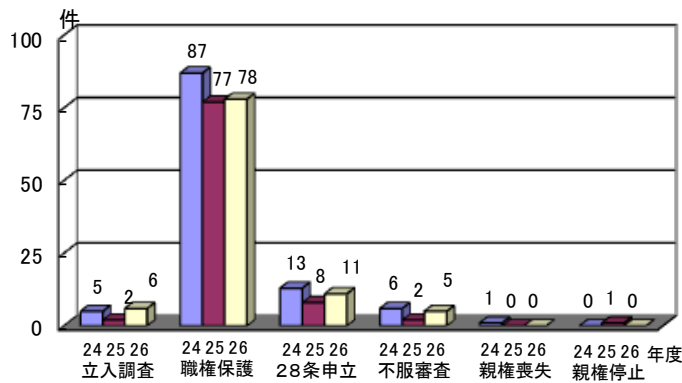
虐待者としては、例年実母が多くなっています。これは、依然として家事・育児が母親に負わされていることや、一人親家庭における虐待相談の場合は母子家庭が多いことなどが背景にあると考えられます。警察が検挙する重篤な事案は圧倒的に男性が虐待者です。
 その他は、祖父母やおじ・おばなどの親族が主です。

⑥ 経路別受付状況



虐待相談を経路別にみると、継続して近隣・知人からの相談が最も多くなっています。これは、福岡市虐待防止活動推進委員会の活動や、市民への広報・啓発活動の強化を図ったことにより、相談が増大したものと思われます。
 また、近隣・知人を除くと例年、警察からの通告が最も多くなっており、今年は大きく増えています。
 学校からの通告相談も増えていますが、保育所・幼稚園からの通告が少ないのは、区役所が身近な通告先として浸透したものと思われます。

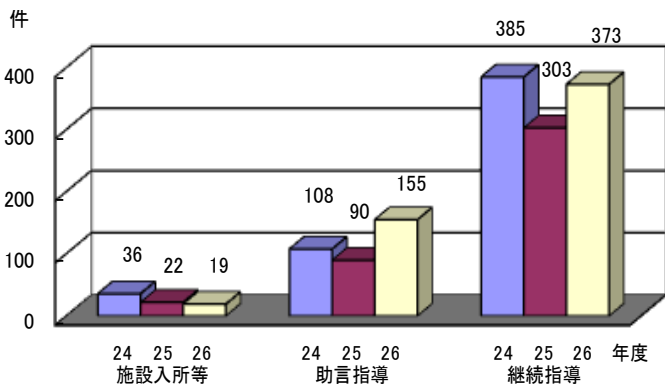
⑦ 立入調査等件数



年度	立入調査	職権保護	28条申立	不服審査	親権喪失	親権停止
24	5	87	13	6	1	0
25	2	77	8	2	0	1
26	6	78	11	5	0	0

保護者の意に反して児童相談所長の権限で行う、職権による一時保護が高い水準で推移しており、虐待の程度が重篤で緊急性が高いケースが増えています。
 また、保護者の意に反して施設や里親に措置するための、家庭裁判所への28条申立件数も多く推移しています。

⑧ 相談受理後の支援状況



虐待相談を受けた後の児童への支援状況ですが、施設や里親への措置となる割合は例年少なく、約9割の子ども達が関係機関の支援や見守りを受けながら、在宅で過ごしています。
 そのため、再発防止等に向けた関係機関の緊密な連携などネットワークの強化が、今後も重要な課題となっています。

(2) 児童虐待防止に関する事業

① 親の養育支援事業（木曜会）

ア 目的

育児不安が強く周囲に援助の少ない保護者に対し、グループミーティングの場を設けることにより、保護者の孤立感からの解放やフラストレーションの解消を行い、育児ノイローゼや虐待の未然防止及び再発防止を目指します。

イ 実施状況

区分	第1クール			第2クール			計		
	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数
24年度	13	37	8	10	32	8	23	69	16
25年度	7	35	8	7	32	8	14	67	16
26年度	6	31	7	9	33	8	15	64	15

24年度：24年6月～9月，24年11月～25年3月 隔週

25年度：25年6月～9月，25年11月～26年3月 隔週

26年度：26年6月～9月，26年11月～27年3月 隔週

② 子育て見守り訪問員派遣事業（H24年7月より開始）

ア 目的

急増する泣き声通告や保護者からの緊急保護の要請に対応するため、特に夜間と休日の児童の安全確認体制を強化する。泣き声通告の対応の場合、児童相談所からの訪問ではかえって育児不安を増長する可能性があることから、民間委託の訪問員が訪問することにより、より支援的関わりを強調する。

イ 事業概要

休日及び夜間の「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、児童の安全確認や児童移送を行う。

ウ 実施状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

- 訪問世帯数 171件
- 延べ訪問件数 305件
- 訪問した世帯において児童を目視できた割合 39.3%
- 児童の移送を行った件数 5件

③ 法的対応機能強化事業

ア 概要

児童虐待相談について、弁護士及び法医学専門家による援助を得ることにより、こども総合相談センターの法的対応機能を強化し、的確で円滑な援助を行うことを目的とした事業です。23年度から、弁護士資格を持つ職員を常勤で配置しており、現在は、傷や痣などについて、法医学医師による鑑定を依頼しています。

イ 実績（実施回数）

区分	定例相談	緊急相談	立入調査等への 同行	法医学的助言	計
24年度	—	—	—	27	27
25年度	—	—	—	27	27
26年度	—	—	—	32	32

④ 関係機関・団体との連携

ア 福岡市要保護児童支援地域協議会

(7) 概要

要保護児童の適切な保護及び自立の支援又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うとともに、要保護児童及び要支援児童若しくは特定妊婦の支援に関する推進体制の確保を図るため、関係機関が連携し、情報共有や支援内容の協議、支援のあり方などを行う。

(イ) 設置 平成18年度 市レベル及び区レベルに設置

(ウ) 構成メンバー

福岡県警、県弁護士会、市医師会、市歯科医師会、日本助産師会福岡支部、市私立幼稚園連盟、市保育協会、市社会福祉協議会、ふくおか・こどもの虐待防止センター、市民生委員・児童委員協議会、市乳児院児童養護施設協議会、福岡県母子福祉協会、福岡法務局、市保護司会連絡協議会、市教育委員会、市消防局、区保健福祉センター等

(エ) 事務局 福岡市：こども未来局こども家庭課、区：保健福祉センター

イ 福岡県要保護児童対策地域協議会（平成18年度までは福岡県児童虐待防止中央連絡会議）

(7) 概要

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図ることを目的に福岡県が設置。

(イ) 設置 平成19年（前身の福岡県児童虐待防止中央連絡会議は13年度設置）

(ウ) 構成委員

県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県私学協会、県私立幼稚園振興会、県PTA連合会、県児童養護施設協議会、県保育所連盟、県民生児童委員協議会、保健福祉環境事務所長会、県里親会、県弁護士会、福岡法務局、福岡家庭裁判所、県警察本部少年課、教育庁義務教育課、県子育て支援課、県青少年課、県障害者福祉課、福岡市こども総合相談センター、北九州市子ども総合センター、県福岡児童相談所ほか県内各児童相談所、ふくおか・こどもの虐待防止センター、県市長会、県町村長会等

(エ) 事務局 福岡県保健福祉部児童家庭課

(オ) 運営等 年1回程度の会議開催

5 里親制度推進事業

(1) 概要

子どもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要です。特に虐待など家庭での養育に欠ける子どもをあたためた愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充と、里親家庭に対する支援が求められています。

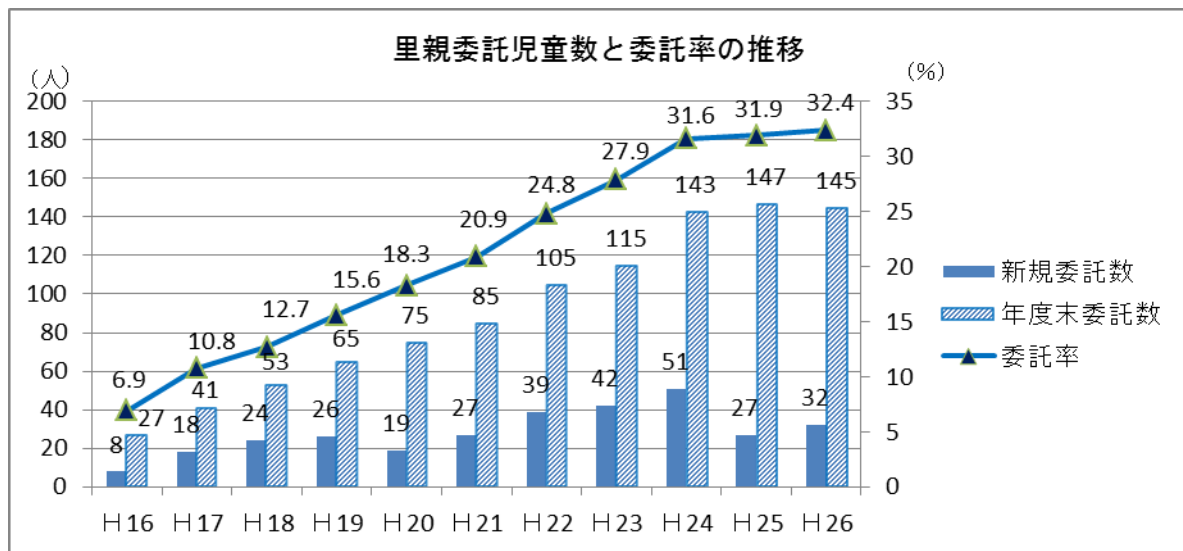
★里親登録・人員及び里子委託人員（年度末3月31日現在）

	里親登録数					計	委託里親数					計	里子					計
	養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム		養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム		養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム	
22年度	69	11(11)	12(3)	7	5(5)	85	38	1	0	7	5	51	65	1	1	11	27	105
23年度	79	14(14)	16(4)	7	8(8)	98	35	1	4	7	8	55	57	1	3	9	45	115
24年度	91	15(15)	32(14)	5	8(8)	114	38	1	10	5	8	62	69	1	10	14	49	143
25年度	101	17(17)	40(17)	6	11(11)	130	37	2	9	6	11	65	61	2	7	11	66	147
26年度	95	18(18)	46(19)	5	12(12)	127	35	2	4	5	12	58	55	2	4	9	75	145

※（ ）内は、養育里親にも計上されている数で、内数。

※平成21年法改正により短期里親が廃止、養子縁組を前提とした里親（養子縁組里親）が追加された。

※平成21年より小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が新たに設置された。



(2) 里親制度の広報啓発

■出前講座

平成26年度は、出前講座を校区社会福祉協議会や学生等に対して37回開催（講師… センター：25回、NPO：12回）

(3) 里親研修の開催

① ステップアップ研修

	実施年月日	テーマ	人数
1	H27.1.19	「スマホ社会のメディア依存への対応 ～親としてできること～」 古野 陽一氏（NPO法人子どもとメディア）	75名
2	H27.2.2	「自己肯定感を育む食」 佐藤 剛史氏（九州大学大学院農学研究院 助教）	76名

②専門里親継続研修

	実施年月日	テーマ	人数
1	H26.10.6	「里親家庭での思春期問題行動の理解と支援」 土井 高德氏（土井ホーム）	59名
	H26.10.14	「ケア・スタディ」 山本 裕子氏（福岡市こども家庭支援センター センター長）	22名

(4) 里親養育支援共働事業

里親制度の普及啓発推進と里親・里子への支援充実を図るため、「里親養育支援共働事業」としてNPOに委託し、共働で事業を行っている。

① 目的

NPO団体等の地域浸透力を生かし、里親制度の普及啓発を推進することにより、里親の開拓及び里親委託児童数の増加、里親・里子への支援の充実を図る。

② 事業内容

里親開拓のため、制度の理解や申込への援助、登録の促進を図るとともに、地域における里親・里子世帯への支援体制の整備・充実に向けた啓発活動を行う。

ア 市民フォーラムの開催

	実施年月日	テーマ	場所	人数
1	H26.10.5	講演「里親のすゝめ ～子どもが家庭で育つ大切さ・大分県の取り組みより～」 後藤 慎司氏（大分県中津児童相談所 所長） 他	九州大学 西新プラザ	150名
2	H27.2.21	講演「二重の親について ～親になるということ～」 芹沢 俊介氏（評論家） 他	福岡市市民 福祉プラザ	173名

イ 里親ミニ講座・里親サロン

年5回里親登録希望者を中心に里親に関する基礎的な講義を行う(平成26年度の受講延べ人数は、73名)。また、里親サロンを年8回開催。里親や里親希望するものが集い、養育についての話し合いなど里親相互の交流を定期的に行い、里親相互の情報交換や養育技術向上などを図る(平成26年度の参加延べ人数は220名)。

ウ 里親・里子の支援体制づくり

フォーラムや学習会などの参加者に協力アンケートを募り、人材の発掘・登録を行い、ニーズに応じた情報提供、紹介などを実施。里子の家庭教師や引っ越し、里親会の託児などの協力を得ることができる。

エ 里親委託等推進委員会の開催

- ・構成 福岡市里親会、福岡市乳児院児童養護施設協議会、福岡市民生委員児童委員協議会、福岡市社会福祉協議会、学識経験者、行政関係者等
- ・実施回数 年に3回（7月・11月・3月）

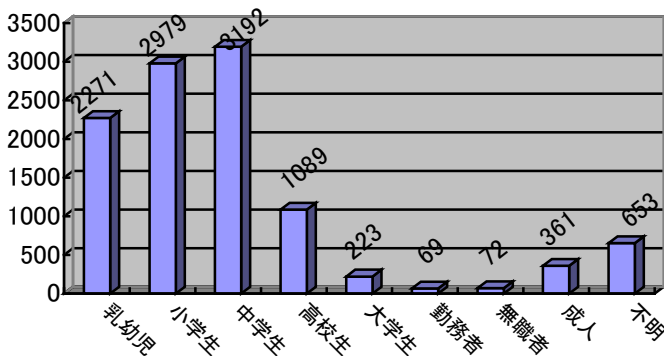
(5) お盆ふれあい行事

児童養護施設や乳児院に入所中の子どもで、家庭の事情により、お盆に一時帰宅できない子どもに、あたたかい生活を体験させ、将来の家庭づくりに役立てることを目的に、お盆の数日間、ボランティアなどに子どもを一時的に委託します。また、行事を通して、社会的養護についての理解を図っています。

区分	実施期間	実施児童人数	受入世帯数
24年度	8月12日～15日(4日間)	24	22
25年度	8月12日～15日(4日間)	25	23
26年度	8月12日～15日(4日間)	26	23

6 思春期相談事業

(1) 電話相談



思春期の子どもや保護者からの性(性感染症, 避妊, 妊娠, 中絶など) やひきこもりなどをはじめとする思春期相談を24時間対応の電話相談で受けています。

平成26年度の電話相談は10,909件でしたが, その中で思春期の年齢(中学生から20歳未満)に関する電話相談は4,645件で, 全体の42.6%を占めています。

(2) 女の子専用相談

子ども本人から思春期に関する相談電話を受けたときに, 子ども自身が安心して相談できる体制をつくるために, 女の子専用相談電話で女性相談員が対応しています。

平成26年度 女の子専用相談総数538件。

(3) ひきこもりに関する面接相談

電話相談の状況から希望者には面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。

平成26年度のひきこもり・不登校に関する面接は41人： 258回

(4) 思春期集団支援事業(愛称「Peaceful」)

① 事業内容

心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに対し, 専門の見立てを行いながら, 子どもを中心とした自立に向けた場を提供しながら総合的・専門的に集団支援を行っています。

② 場所及び日時

こども総合相談センター6階, 週3回(月, 火, 木 13:00~17:00)

③ 対象児童

- ・ 対人緊張が強くひきこもりがちとなるため, 同年代の集団での活動が本人にとってプラスだと思われる。
- ・ 保健室登校や不登校などの状態で中学校を卒業し, その後ほとんど自宅で過ごしている。
- ・ こども総合相談センターの個別相談者である。

④ 参加状況

区分	実施回数	参加者数
24年度	141	1,038
25年度	140	800
26年度	141	1,341

(5) 思春期保護者交流会

ひきこもりや対人面などの悩みを抱えている子どもの保護者間の情報交換や自助的な活動を支援する会。
平成26年度 実施回数4回 参加者延数54人 保護者会登録者数45人

(6) ひきこもり等子どもへの相談員派遣事業（思春期訪問相談員派遣事業）

① 事業内容

思春期後半（中学校卒業～20歳）のひきこもり状態の子どもの家庭に、思春期訪問相談員を派遣し、子どもの悩みの相談相手となり、ひきこもり状態の改善を図っている。

② 派遣対象家庭

思春期訪問相談員が訪問することでひきこもり状態の改善ができると思われる子どもで、訪問に対する保護者の理解があり、本人の強い拒否がないこと。

③ 派遣要件

保護者が在宅している時間で、原則として活動は家庭内とし、派遣回数は月2回程度、一回の活動時間は約2時間程度。

④ 思春期訪問相談員

思春期のひきこもり支援活動についての知識と理解があり、こども総合相談センター主催の養成講座を受講した者。

⑤ 派遣状況

区分	派遣状況		相談員 登録数
	実派遣数	延派遣数	
24年度	13	109	19
25年度	6	77	18
26年度	5	81	15

⑥ 思春期訪問相談員派遣に伴う研修

・「思春期訪問相談員養成講座」 4回シリーズ

日時：平成26年5月29日、6月5日・11日・18日 18:30～20:30

場所：こども総合相談センター 7階研修室

内容：講義・グループワーク等

講師：藤林所長、NPO スチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史氏

参加者：80人（4回延参加者）

(7) 「思春期ひきこもり講演会」

テーマ：思春期のひきこもりの理解と家族へのアドバイス

日時：平成27年1月31日（金）13:30～16:00

場所：こども総合相談センター 7階視聴覚室

内容：講演

講師：福岡県立大学 看護学部・大学院看護学研究科 准教授 西戸 智昭 氏

参加者：61人

(8) 思春期ピアサポーター交流・研修会

ひきこもり等の同じ経験を持ちながら、支援活動しているピア（仲間）サポーターが、情報交換や交流を行うことで、より良い支援ができていくことを目的としています。

(平成26年度実績)

実施回数2回、参加者数 28人

内容：ピア活動の体験談発表、支援団体毎の活動状況報告と交流

参加団体：BBS会、楠の会、九州大学こころとそだちの相談室、リトリート、オーキッド、チャイルドライン、フリースペースていんず、ワンド、よかよかルーム、ピースフル（ピアスタッフ）他

(9) 地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター） *九州産業大学への委託事業

① 事業内容

九州産業大学臨床心理センターに児童期のひきこもり地域支援センターを開設し、主に福岡市東部に居住する心のケアを必要とするひきこもりに悩む思春期及び青年期の子どもと保護者を対象に、相談と居場所活動を行っています。

② 居場所活動「ワンド」

九州産業大学臨床心理センター内で週3回（水、金、土 13:00～16:00）開設。

区分	居場所活動		相談件数
	実施回数	参加数	
24年度	137	1,256	324
25年度	133	935	443
26年度	135	753	380

(10) 思春期相談関連懇話会

思春期相談の現状や問題点について情報交換や検討を行うことで、関係機関や援助者の専門分野を超えたネットワークの構築ができることを目的として、思春期相談関連懇話会を設置しています。

平成19年度より、「ひきこもり支援」と「性の問題」をテーマに年間2回開催しています。

7 いじめ・不登校対策

(1) 不登校児童生徒学校適応指導教室「はまかぜ学級」の運営

①概況

ほぼ毎日通級する1組と週1～2日通級する2組の2クラス体制（定員40名）

1組・・・集団活動を中心に

2組・・・小集団活動・個別活動を通して

共通の活動内容として、朝の会・帰りの会・体験活動等

②入級生の推移

24年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	10	0	1	0	0	1	2	1	5	4	3
計	10	10	11	11	11	12	14	15	20	24	27

年度末の動き 中3 10名（進学10名）

25年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	18	0	7	4	0	1	9	0	0	1	0
計	18	18	25	29	29	30	39	39	39	40	40

年度末の動き 中3 30名（進学29名）

26年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	9	5	6	2	5	5	0	3	4	3	0
計	9	14	20	22	27	32	32	35	39	42	42

年度末の動き 中3 19名（進学19名、その他0名）

③入級生内訳

ア はまかぜ学級入級児童生徒数

区分	小学生							中学生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
24年度	男子	0	0	0	0	0	1	1	1	7	5	13	14
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	13	13
	計	0	0	0	0	0	1	1	1	15	10	26	27
25年度	男子	0	0	0	0	0	0	0	5	3	10	18	18
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	2	20	22	22
	計	0	0	0	0	0	0	0	5	5	30	40	40
26年度	男子	0	0	0	0	1	0	1	1	6	11	18	19
	女子	0	0	0	0	0	0	0	2	12	9	23	23
	計	0	0	0	0	1	0	1	3	18	20	41	42

イ クラス別入級児童生徒数

区分	小学生							中学生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
24年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	1	12	8	21	21
	2組	0	0	0	0	0	1	1	0	3	2	5	6
	計	0	0	0	0	0	1	1	1	15	10	26	27
25年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	2	3	24	29	29
	2組	0	0	0	0	0	0	0	3	2	6	11	11
	計	0	0	0	0	0	0	0	5	5	30	40	40
26年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	1	12	11	24	24
	2組	0	0	0	0	1	0	1	2	6	9	17	18
	計	0	0	0	0	1	0	1	3	18	20	41	42

(2) 不登校支援活動事業（学校訪問）

学校における不登校問題への取り組みを支援する。

指導主事等が学校を訪問して、不登校児童生徒の支援計画書を基に、管理職、担任、スクールカウンセラー等と協議する場を持ち、支援方針を明確にし、連携しながら関わっていきます。

(3) 不登校児童生徒支援のための大学生相談員派遣事業

「大学生相談員（メンタルド）派遣事業」

平成13年度からモデル事業として開始され、平成14年度から本格事業となった福岡市の単独事業です。事業の目的は、家庭にひきこもりがちで、不登校状態となっている小学校、中学校に在籍する児童生徒に対して、教育相談の一環として、児童生徒の兄、または姉に相当する世代で教育問題に理解と情熱を有する大学生及び大学院生を相談員として児童生徒の家庭に派遣し、ふれあいを通じて、ひきこもり児童生徒の悩みや不安を解消します。

24年度には405回、25年度には558回、26年度には334回の派遣を行っています。表情が明るくなったり、外出が可能になったりなどの効果が多くの子どもに見られます。また、学校に登校できるようになり、高等学校へ進学するなどの成果が上がっています。

(4) スクールカウンセラー等活用事業

スクールカウンセラー配置状況

この事業は、いじめ、不登校等の問題の解決及び防止を目的として中・高等学校にスクールカウンセラーを、また離島の2中学校（小呂中・玄界中）には、心の教室相談員を配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、教員の資質向上に資することを目的としています。

区分	小学校	中学校	高等学校	計
24年度	0	67	4	71
25年度	0	67	4	71
26年度	0	67	4	71

スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。

本市においては、拠点校方式(中学校に配置されたスクールカウンセラーが校区内の小学校を併せて担当する)をとっています。

職務内容は、①児童生徒、保護者へのカウンセリング ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者への研修及び助言、援助 ③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集、提供 ④配置学校区内小学校へのカウンセリング支援 ⑤その他所属長が学校運営上必要と認めたものです。

(5) スクールソーシャルワーカー活用事業

この事業は、児童生徒がおかれた様々な環境、複雑化した課題を解決するため、社会福祉・教育の専門的な知識、技術を有したスクールソーシャルワーカーが中心となり、関係機関との連携及び調整を行い児童生徒の環境改善を行うことを目的としています。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。

スクールソーシャルワーカーは、問題行動等の解決に向けて、児童生徒・保護者・学校・地域に対して環境条件・社会的人間関係把握のための聴取を行います。その内容をもとに、関係機関を含んだ関係者会議を行います。その際、スクールソーシャルワーカーは、支援計画書を作成し、コーディネーター役として支援を行います。

平成26年度は21名のスクールソーシャルワーカーを、いじめ・不登校などの問題行動等を多く抱える中学校区の小学校に配置するとともに配置校以外からの相談に対応するため3名を教育相談課に配置し、関係機関と連携した支援体制を構築し、不登校児童生徒の削減を図っています。

スクールソーシャルワーカー相談件数

区分	養護	非行	育成	障がい	その他	合計
24年度	266	57	297	41	219	880
25年度	302	40	281	58	207	888
26年度	414	63	535	59	231	1302

8 一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況

(1) 一時保護の目的

- ①緊急一時保護 適当な保護者または宿所がないために子どもの身柄の保護が必要な場合。
虐待、放任などの理由により、子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ②行動観察 支援上の診断に役立てるために、日常生活における対人関係、生活習慣などの具体的な行動観察を行う場合。
- ③短期入所指導 家庭から一時的に引き離した指導が望ましい非行児や不登校児などを短期間保護してカウンセリングやグループワークなどで指導を行う場合。

これらの保護目的により、一時保護所に入所する子どもの年齢は、2歳から18歳未満までと幅が広く、その子どもや家庭環境、親子関係が抱える問題は、複雑多様化しています。

また、今までの一時保護所（まりんルーム）とは、別途に20年4月、集団生活が難しい子や高校生、中卒児などに少人数で個別的ケアを行うことを目的としたほっとルームを開設しました。

(2) 相談種別人数

区分	養護		非行	育成	その他	計
		虐待				
22年度	224 (14)	93 (5)	108 (9)	12 (2)	0 (0)	344人 (25)
	65.1 (56.0)	27.0 (20.0)	31.4 (36.0)	3.5 (8.0)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)
23年度	236 (9)	96 (8)	76 (9)	41 (12)	0 (0)	353人 (30)
	66.9 (30.0)	27.2 (26.7)	21.5 (30.0)	11.6 (40.0)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)
24年度	282 (31)	104 (14)	77 (5)	22 (5)	0 (0)	381人 (41)
	74.0 (75.6)	27.3 (34.1)	20.2 (12.2)	5.8 (12.2)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)
25年度	339 (42)	120 (22)	72 (7)	32 (4)	0 (0)	443人 (53)
	76.5 (79.3)	27.1 (41.5)	16.3 (13.2)	7.2 (7.5)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)
26年度	338 (32)	117 (21)	84 (11)	13 (1)	5 (0)	440人 (44)
	76.8 (72.7)	26.6 (47.7)	19.1 (25.0)	3.0 (2.3)	1.1 (0.0)	100.0% (100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

平成26年度の、一時保護実人員は440人、延べ人員は13,919人です。平成26年度一人あたりの平均保護日数が30.7日(25年度:33.1日)で、一日平均の保護人員は38.1人(25年度:38.6人)となっており、昨年に比べ保護日数が若干減っております。実人員を相談種別で見ると、「養護」が全体の76.8%で圧倒的に多く、次いで、「非行」(19.1%)、「育成」(3.0%)の順となっています。

(3) 年齢別人数

区分	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
24年度	81 (0)	129 (2)	105 (14)	66 (25)	381人 (41)
	21.2 (0.0)	33.9 (4.9)	27.6 (34.1)	17.3 (61.0)	100.0% (100.0)
25年度	87 (0)	147 (17)	127 (20)	82 (16)	443人 (53)
	19.6 (0.0)	33.2 (32.1)	28.7 (37.7)	18.5 (30.2)	100.0% (100.0)
26年度	73 (0)	150 (3)	128 (12)	89 (29)	440人 (44)
	16.6 (0.0)	34.1 (6.8)	29.1 (27.3)	20.2 (65.9)	100.0% (100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

(4) 一時保護後の支援状況

	帰宅	児童福祉施設	里親・ファミリーホーム	他児相・機関移送	その他	計
24年度	236 (25)	78 (13)	43 (1)	16 (0)	7 (3)	380人 (42)
	62.1 (59.5)	20.5 (31.0)	11.3 (2.4)	4.2 (0.0)	1.9 (7.1)	100.0% (100.0)
25年度	287 (31)	87 (10)	31 (5)	27 (1)	4 (4)	436人 (51)
	65.8 (60.8)	20.0 (19.6)	7.1 (9.8)	6.2 (2.0)	0.9 (7.8)	100.0% (100.0)
26年度	302 (24)	86 (16)	36 (4)	15 (2)	0 (0)	439人 (46)
	68.8 (52.2)	19.6 (34.8)	8.2 (8.7)	3.4 (4.3)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

一時保護後の子どもの処遇状況は、平成26年度は68.8%が一時保護後に帰宅し、児童福祉施設への入所になった子どもは19.6%、里親委託が8.2%となっています。

(5) 一時保護所の生活

一時保護所に入所する子どもは、保護の目的からも察せられるように、家庭環境や親子関係に問題が多く、安定した家庭生活を送ってきた子ども達は少ないため、一時保護所では、家庭的な雰囲気の中で、子どもが落ち着いて生活できるような日課を組んでいます。

また、できるだけ束縛感を与えず、自由に楽しく活動できる時間を取り入れています。曜日や時間帯によって指導内容や指導方法を変え、生活にリズムを持たせるように配慮しています。

学齢児の場合、午前中は学習を行います。国・算・英の3教科を中心に教科書やドリルなどを使い、子どもの多様な能力を伸ばすようにしています。学習の始めには、百マス計算練習をして集中力を高めます。午後は、スポーツとレクリエーション、自由時間が中心で、伸び伸びと行動できる時間としています。

全体の日課を通して、幼児には食事や洗面、排泄、衣服の着脱などの基本的な生活習慣を習得させ、学齢児には学習の習慣づけや昼夜逆転など乱れた生活リズムの改善、対人関係の取り方などを習得できるような指導内容を心がけています。

また、少人数で個別のケアを行うほっとルームについては、学習やスポーツなど、その日の状況に応じて柔軟に対応しています。日課については、まりんルームの学齢児に準じますが、スポーツの時間をずらすなど、まりんルームの子どもと接触しないような時間としています。

まりんルームの日課

学 齢 児	時刻	幼 児
起 床	7:00	起 床
洗面・体操	7:30	朝 食
朝 食	7:50	保 育
学 習	9:00	
百マス計算	10:00	お や つ
中学生=英語・国語・数学		保 育
小学生=国語・算数	11:30	昼 食
昼 食	12:00	
ス ポ ー ツ	13:00	午 睡
入 浴		お や つ
お や つ	15:00	入 浴
自 由 時 間		自 由 時 間
	17:30	夕 食
夕 食	18:00	自 由 時 間
日 記 記 入		
自 由 時 間	20:00	就 床
小学生就床	21:00	
中学生就床	22:00	

(6) 所内外の活動について

毎日の日課と併せて、グループワークなどを目的とした様々な所内外での活動を定期的実施しています。

所内では調理実習やカレンダーづくり等を行い、所外では社会見学やハイキングなどに出かけています。特に「非行」で入所している子どもには、所外活動は情緒を安定させ、社会性を高めるための有効な指導方法となっています。また、幼児については気分転換を図るため隣接する特別支援学校のグラウンドや公園、海岸などにできるだけ出かけるようにしています。

ボランティア団体の支援を受けて、パン作り、芋掘り、ヨガ教室など行っています。月1回は、動物ふれあい教室があり、数匹の犬とのふれあいを楽しんでいます。今年度からは、月1回ボランティアの美容師さんに来てもらい希望者に調髪をしてもらっています。外部の方との交流は、子どもたちにとってよい刺激になっています。

9 その他の事業

(1) 事件・事故等に関わる学校緊急支援事業

事件・事故等に児童生徒が巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じた時、児童生徒の心のケアのために指導主事や臨床心理士等を派遣し、支援しています。

(2) 非行防止活動

① 街頭指導活動

青少年の非行を未然に防止するため、センター職員と子ども生活指導員及び区役所職員の協働による街頭指導活動を実施しています。また、福岡県警少年サポートセンター職員（警察職員）と子ども生活指導員の協働による指導も実施しています。

ア 子ども生活指導員

非行防止に係る生活指導の促進を図るため、関係機関・団体からの推薦に基づき福岡市長が委嘱しています。

区分	保護司	民生委員 児童委員	区青少年 育成協議会	少年補導員	中学校 教諭	高校教諭			計
						私立	県立	市立	
人数	7	7	7	7	1	22	14	0	65

イ 街頭指導の実施状況

区分		午前	午後	夕方	計
回数	24年度	20	168	35	223
	25年度	13	168	31	212
	26年度	5	153	24	182
従事人員	24年度	86	658	135	879
	25年度	59	622	108	789
	26年度	15	484	86	585
指導人員総数	24年度	73 (22)	1,213 (388)	278 (73)	1,564 (483)
	25年度	40 (11)	1,054 (401)	374 (122)	1,468 (534)
	26年度	10 (0)	1,076 (368)	342 (110)	1,428 (478)

() 内は女の子で内数

*従事人員内訳

(単位:人)

区分	子ども 生活指導員	少年補導職員	センター 相談員	区役所職員等	計
24年度	388	52	189	250	879
25年度	333	53	187	216	789
26年度	199	47	142	197	585

※区役所職員は、各区非行防止対策推進員・地域振興課職員等です。

ウ 指導の状況

区分		刑法犯	不良行為	声かけ	計
未就学	24年度	0	0	6	6
	25年度	0	0	15	15
	26年度	0	0	0	0
小学生	24年度	0	0	272	272
	25年度	0	0	262	262
	26年度	0	0	302	302
中学生	24年度	0	2	432	434
	25年度	0	0	379	379
	26年度	0	4	433	437
高校生	24年度	0	10	827	837
	25年度	0	20	774	794
	26年度	0	8	663	671
その他 学生	24年度	0	0	9	9
	25年度	0	1	6	7
	26年度	0	0	7	7
勤労少年	24年度	0	2	1	3
	25年度	0	0	0	0
	26年度	0	2	5	7
無職少年	24年度	0	0	3	3
	25年度	0	3	8	11
	26年度	0	1	3	4
計	24年度	0	14	1,550	1,564
	25年度	0	24	1,444	1,468
	26年度	0	15	1,413	1,428

※刑法犯とは、刑法に触れる行為をしている者。
不良行為とは、怠学や喫煙等行為をしている者。

② 環境浄化活動

青少年を非行から守り健全に育成していくため、有害な環境の浄化活動や協力要請活動を行っています。

区分		有害 広告物	たまり場						計
			ゲーム	カラオケ	書店	飲食店	スーパー	その他 インターネット カフェ等	
排除・ 協力要請	24年度	1	155	177	17	8	2	34	394
	25年度	0	92	175	26	12	10	26	341
	26年度	0	92	132	1	0	0	8	233
撤去	24年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	25年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	26年度	0	0	0	0	0	0	0	0
計	24年度	1	155	177	17	8	2	34	394
	25年度	0	92	175	26	12	10	26	341
	26年度	0	92	132	1	0	0	8	233

(3) こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会

① 経緯

平成10年4月の児童福祉法一部改正により児童福祉審議会（専門部会）を設置。近年の虐待等の深刻な問題に適切に対処するとともに、入所措置等の客観性を図る観点から、児童福祉審議会に法律・医学等の専門家からなる専門部会を設け、児童相談所長が施設入所等の措置を行う際、専門部会の意見を聴くこととなった。（児童福祉法第27条第6項）

平成24年8月に子ども・子育て支援法が公布されたことにより、福岡市では「福岡市児童福祉審議会」と「福岡市次世代育成支援推進協議会」とを統合再編し、平成25年9月に「福岡市こども・子育て審議会」を設置した。

② 趣旨

児童相談所における処遇決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、児童の最善の利益を確保しようとするものであり、次の要件のいずれかに合致する場合、専門部会の意見を聴かなければならない。

- ・児童もしくはその保護者の意向が児童相談所の措置方針と一致しないとき。
- ・児童相談所長が必要と認めるとき。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ審議会の聴くいとまがない時はこの限りではない。この場合、採った措置について速やかに児童福祉審議会に報告しなければならない。（児童福祉法施行令第32条）

③ 運営等

- ・委員数 5名
- ・開催数 概ね毎月1回

④ 里親認定

養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親の認定について、処遇困難事例等専門部会において適否の意見聴取を行っている。

また、平成21年度から制度化された小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の指定についても意見聴取を行っている。

(4) 広報・啓発活動

① ホームページの公開

URL(アドレス) <http://www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/>

② 小冊子「わが子を見つめる」の発行

小学校及び中学校の卒業児を持つ保護者を対象に、こどもの健全育成の推進を目的とした育児のヒントとなる小冊子を発行。

- ★中学生版 15, 860部
- ★10代後半版 14, 950部

③ 出前講座等の実施 ※（ ）内は出前講座のテーマ

地域からの依頼により、市の取り組み等を直接説明に出向きます。

- ★里親制度（里親のこと知ってください） 37回
- ★心の発達（こどもの心の発達とその理解） 3回
- ★虐待防止（ストップ・ザ虐待） 2回



子ども本人や家族関係者からの複雑・多様化してきた相談などに総合的に対応するため、児童相談所、青少年相談センター、育児110番及び子育て相談部門を統合して開設されました。窓口の一元化による利便性の向上と専門性の強化を図り、関係機関とも適切に連携しながら、総合的・専門的な対応・支援を行います。



相談の電話はTel833-3000、女の子ども専用電話はTel833-3001
※日曜・土曜・お盆・年末年始は電話が不通です。



●施設の構造・規模

建築面積：2,097.31平方メートル
延床面積：12,373.92平方メートル
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
階数：地下1階、地上7階建

第 3 特 集

一時保護所における子どもの権利擁護のために

こども相談課 一時保護係

1. 一時保護所子どもの権利委員会の経過

福岡市こども総合相談センター（以下「センター」という）では、平成20年4月に一時保護所における子どもの権利擁護を図ることを目的として、「一時保護所子どもの権利委員会」が設置されました。

委員会は、学識経験者や法律、社会福祉の専門家などを構成員としています。また同時に、一時保護所の子どもの権利擁護を視点に、円滑且つ効率的な運営を図るためにセンター職員で構成する「一時保護所子どもの権利委員会作業部会（以下「作業部会」という）」を置く等の内容の要綱が作られました。

作業部会の構成委員は、一時保護係長を座長に、弁護士であるこども緊急支援担当課長をはじめ各係長など10名で構成されています。会議は毎月2回定例的に開催し、一時保護所の子どもの権利を尊重したケアの在り方について検討を重ねています。

作業部会では、これまで一時保護所内にある個室を利用した「個別援助のあり方」の検討や決裁による決定手続き、一時保護所で生活する子どもにとって日々の生活の基本である「一時保護所のしおり」の見直し、意見箱の設置などの作業を行ってきましたが、この特集では、「個別援助のあり方」と「意見箱」について、それらの作業の経過について報告します。

2. 個別援助のあり方について

一時保護所には、個室として利用するための部屋が数部屋あります。これは、子どもが感染症に罹った時に感染予防のための隔離室として使ったり、様々な特性により集団活動に入れない子ども達が利用するために設置されたものです。しかし、一方では、これまで他の子どもに暴力を振るったり指導員の再三の指導に従わず、集団の日課を混乱させたりしてしまう子ども達を一定期間集団から分離するために使われることもありました。

作業部会では、これまでの個室の使われ方が、子どもの権利擁護の視点から問題がないか検証を行いました。これまでは、子どもを個室に入れるかどうかの判断は、子どもの指導に直接関わった一時保護所職員が行っていました。また、その期間についても定まった基準がなく、職員の主観的な判断（反省している、まだ反省ができていないなど）により決められていました。

このような個室の使われ方は、子どもの行動自由の制限や懲戒権の濫用に繋がり、子どもの権利を侵害する可能性が非常に高い行為であり、子どもの権利擁護の視点から問題であるとの認識に至りました。

さらに数ヶ月をかけて、改善案を論議しました。論議の中では、「暴力を振るったりパニックを起こしている子どもを集団の中で生活させた時に、他の子どもをどのようにして守

ればいいのか」「自分から個室を希望する子はどうか」など一時保護所で発生する可能性があるケースについて、様々な検討を行いました。そして、いかなる場合においても「懲罰を目的とした個室利用を行ってはならない」ということを基本的原則と確認し、この原則に沿って手続きや期間などを決めていきました。

作業の結果は、平成25年度に「一時保護所における個室利用基準（以下「利用基準」とする）」としてまとめられました。この中で、利用基準の目的を『…個室の利用については、子どもの行動自由の制限や懲戒権の濫用になる恐れがあり、子どもの権利擁護の視点から、慎重な判断が必要である。そこで下記の通り利用基準を定める』（抜粋）と明記しました。利用基準の中では、個室を利用する場合を限定し、さらに、個室に入れるだけでなく必ず個別援助を行うものとして援助計画を立てること、個室を利用する場合は、短期間の場合を除いて、担当児童福祉司、児童心理司、児童指導員の協議の上、所長決裁により決定することなどが定められています。また、期間についても、子どもが興奮したり暴言を繰り返したりする場合等は、「クールダウンのために個室利用をする場合は1～2時間」などと状況に応じて明記しました。

利用基準を定めた当初は、手続きが面倒だ、反省を促すためには個室利用が必要だなどの意見もありましたが、これまでのやり方の中に「悪いことをした場合は個室に入れることが必要だ」という子どもの権利を無視した考えが潜在的にあったことに職員が気づき始め、今では、個室利用は「罰を与える」ということではなく、子どもを援助するために利用するという考えに変わってきました。

3. 意見箱の活用について

平成6年4月に批准された「子どもの権利条約」には、様々な子どもの権利の一つとして、「意見を表明する権利」（第12条）があります。これは、要約すると“子どもに関することが、一方的に大人によって決められることがないよう、子どもは自由に意見を言う権利がある”というものです。

センターに一時保護される子どもは、虐待や非行など様々な理由により入所してきます。子ども達は、全く知らない環境で、全く知らない子ども達や職員と生活を始めなければなりません。一時保護所の生活の中には、わからないことや不自由を感じることで、子ども間の人間関係、職員との関係など様々な場面で不安や不満を抱えることもあります。

集団生活を基本とする一時保護所では、多くの子ども達の意見をすべて実現、解決することは困難ですが、子どもの意見を尊重し、できる限り対処する努力をするという目的のために設置されたのが「意見箱」です。

意見箱は、作業部会でやり方や秘密の保証などの検討を重ね、平成27年2月から活用しています。開始当初は、隔週1回、入所している幼児を除く子ども達を対象に、無記名（記名も可）で提出してもらいました。

意見箱の開封は、一時保護所の担当課長が所長代理として行い、氏名を書いている子ど

もには、課長が一人一人面接して詳しい話を聞き、回答をします。

子ども達の意見には、「学習時間を短くしてほしい」「おもちゃを増やして欲しい」「本を増やして欲しい」など日課に関することや物品の要求もありましたが、中には、職員の対応に対する抗議や他の児童の言動に対する是正要望などもありました。

意見については、職員間で改善できること、是正すべきこと、実現は困難であることなどを検討します。出された意見のうち、物品の購入など実現できることは、一時保護所内で検討して直ちに行いました。また、職員の指導への抗議や対応についての意見については、管理職である課長が職員に事情を聞き、是正の必要がある場合には職員への指導を行いました。そして、個人に関わることを除き、その結果を子ども達全員の前で職員が理由を説明しながら回答しています。

意見箱の子ども達への周知については、子どもの入れ替わりが激しい一時保護所のため、掲示板に張り出すとともに、定期的に意見箱の意味や提出方法について徹底するように努めています。また、子どもが意見を気軽にらせるようにする方法を試行しながら、当初定期的に行っていたやり方を改め、現在は意見箱にいつでも投書できるようなやり方に改善しています。

4. まとめ

これからも家庭から分離された子ども達が、最初に体験する場所として「安心・安全」に生活ができるように、子どもの視点に立って、さらなる改善を進めていくために作業部会は活動していきます。

** ヌ毛 **

第4 資 料 集

1 福岡市の人口と子どもを取りまく環境

(1) 行政区別児童人口

(平成27年4月1日現在推計人口)

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	児童人口 (人)	児童人口比率 (%)
全市	343.38	1,523,537	245,244	16.1
東区	69.36	303,657	52,326	17.2
博多区	31.62	226,473	29,192	12.9
中央区	15.39	189,973	23,453	12.3
南区	30.98	254,198	42,276	16.6
城南区	15.99	129,990	20,463	15.7
早良区	95.87	215,924	39,791	18.4
西区	84.16	203,322	37,743	18.6

※児童・・・18歳未満。

資料：総務企画局企画調整部統計調査課

※児童人口は平成27年3月31日現在住民基本台帳及び外国人登録人口です。

(推計人口と算出方法が違うため差異があります。)

(2) 行政区別保育所・幼稚園・学校数

平成26年5月1日現在

(保育所・保育園以外)

区分	保育所・ 保育園	幼稚園	小学校		中学校		高等学校	特別 支援学校
			総数	特別支援 学級設置校	総数	特別支援 学級設置校		
全市	221 (16)	129 (2)	147	131	82 (0)	61	41	10
東区	47 (5)	22	29	27	16	13	8	1
博多区	33 (1)	12	18	16	11	9	5	2
中央区	18	17	14	12	10	4	6	1
南区	34 (4)	25	26	24	14	13	8	2
城南区	17 (2)	14 (1)	11	10	6	5	3	—
早良区	34 (3)	23 (1)	26	23	11	9	5	2
西区	38 (1)	16	23	19	14	8	6	2

※保育所・保育園については、平成27年度保育施設等利用案内の福岡市保育施設一覧より。

※その他は、平成26年度教育統計年報より。

資料：こども未来局保育課、教育委員会教育政策課

幼稚園・各学校は市内の国立・公立・私立の校数。(高等学校は定時制・通信制を含む実校数)

[] は分園で内数。

() は分校で内数。

< > は休校(園)で内数。

2 児童福祉施設等一覧



児童福祉施設等と記号					
児童福祉施設等	記号	数	児童福祉施設等	記号	数
こども総合相談センター	■	1	医療型児童発達支援センター (肢体不自由児通園施設)	▲	1
区役所 (家庭児童相談室)	●	7	医療型障がい児入所施設 (重症心身障がい児施設)	★	1
乳児院	◆	2	心身障がい福祉センター (あいあい) 児童発達支援センター 〔知的障がい児部門 難聴幼児部門 視覚障がい児部門 医療型児童発達支援センター 肢体不自由児部門〕	□	1
児童養護施設	○	3			
福祉型障がい児入所施設 (知的障がい児施設)	☆	1			
児童発達支援センター (知的障がい児通園施設)	△	4			
福祉型障がい児入所施設 (ろうあ児施設)	⊗	1	東部療育センター 西部療育センター 児童発達支援センター 〔知的障がい児部門 肢体不自由児部門〕	+	2
福祉型障がい児入所施設 (盲児施設)	◇	1			

(1) 乳児院

※()内の数値は暫定定員

施設名	定員	入・通児数	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号
福岡乳児院	45	17	福岡市博多区西春町 1-1-14	812-0873	092-573-7025	092-593-6661
福岡子供の家 みずほ乳児院	20	12	福岡市城南区樋井川 6-24-16	814-0153	092-871-6172	092-871-6173

(2) 児童養護施設

福岡育児院	77	69	福岡市東区原田 2-11-13	812-0063	092-621-2241	092-629-5529
福岡子供の家	77	67	福岡市早良区大字西 1 番地	811-1131	092-803-1217	092-803-1218
和白青松園	100	90	福岡市東区三苦 2-30-1	811-0201	092-606-2109	092-607-7421
若葉荘	51	14	糟屋郡久山町大字猪野 1610-59	811-2503	092-976-0171	092-976-0171
甘木山学園	90	1	大牟田市大字甘木 1158	837-0905	0944-58-0205	0944-58-1106
誠慈学園	40	2	田川郡大任町大字今任原 3596	824-0511	0947-63-2573	0947-63-2502
嘉麻学園	80(79)	2	嘉麻市大字漆生 2347-1	820-0201	0948-42-0309	0948-42-8374
久留米天使園	80	2	久留米市御井町 2187	839-0851	0942-43-3418	0942-43-1761
清心慈愛園	60	14	三井郡大刀洗町大字山隈 377	830-1226	0942-77-1538	0942-77-3810
俵山湯の家	40	3	山口県長門市俵山 4827-1	759-4211	0837-29-0831	0837-29-0900
奥浦慈恵院	40	1	長崎県五島市平蔵町 2442-1	853-0051	0959-73-0055	0959-73-0076
愛隣園	40	1	熊本県山鹿市津留 1910-1	861-0551	0968-43-2773	0968-44-5737
龍山学苑	56	3	熊本市北区龍田 6-3-60	861-8006	096-338-0845	096-338-0656
聖母園	24	5	佐賀県唐津市鎮西町馬渡島 1638	847-0405	0955-82-9009	0955-82-9795
済昭園	50	2	佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲 3443	849-1425	0954-66-2138	0954-66-2324
慈光園	45	2	佐賀県唐津市十人町 95-1	847-0067	0955-73-1988	0955-74-7584

(3) 情緒障がい児短期治療施設

筑後いずみ園	50(26)	2	筑後市下北島 210	833-0034	0942-52-2404	0942-53-6583
こども L.E.C センター	37	1	熊本県上益城郡益城町古賀 73	861-2234	096-331-0210	096-331-0215
若竹学園	30(26)	1	香川県高松市中山町 1501-192	761-8004	087-882-1000	087-882-1160
大村椿の森学園	40(39)	1	長崎県大村市上諏訪町 1088-2	856-0023	0957-48-5678	0957-50-1225

(4) 児童発達支援センター

ゆたか学園	50	53	福岡市城南区大字東油山 161-2	814-0155	092-861-2990	092-861-3008
東部療育センター	70	76	福岡市東区青葉 4-1-1	813-0025	092-410-8234	092-691-3510
しいのみ学園	30	29	福岡市南区井尻 1-37-12	811-1302	092-572-7519	092-572-7519
めばえ学園	40	45	福岡市博多区半道橋 1-17-1	812-0897	092-474-0505	092-474-1148
心身障がい福祉センター (知的障がい児部門)	30	39	福岡市中央区長浜 1-2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
心身障がい福祉センター (難聴幼児部門)	30	21	福岡市中央区長浜 1-2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
西部療育センター	70	77	福岡市西区内浜 1-5-54	819-0005	092-883-7161	092-883-7163
joyひこばえ	30	32	福岡市博多区上川端 6-10	812-0026	092-271-1588	092-271-1587
熊本県ひばり園	36	1	熊本市東区長嶺南 2-3-2	861-8039	096-382-1939	096-385-7974

(5) 医療型児童発達支援センター

あゆみ学園	40	48	福岡市南区屋形原 2-23-2	811-1351	092-566-5666	092-566-5695
心身障がい福祉センター (肢体不自由児部門)	40	26	福岡市中央区長浜 1-2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918

(6) 福祉型障がい児入所施設

知的障がい児施設						
若久緑園	80	40	福岡市南区若久2-3-51	815-0042	092-551-4011	092-551-4012
小郡学園	60	1	三井郡大刀洗町大字甲条 1828	830-1212	0942-77-2789	0942-77-4278
穂波学園	120	21	飯塚市大字庄司 1150	820-0051	0948-22-3022	0948-24-0142
桜園 児童部	20	1	筑後市大字西牟田 6365-4	833-0053	0942-53-8342	0942-53-9733
月の輪学園	30	1	築上郡上毛町大字原井 84-1	871-0926	0979-72-2181	0979-72-4241
ろうあ児施設						
新開学園	15	5	福岡市早良区飯倉 5-15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730
金町学園	30	1	東京都葛飾区水元 3-13-8	125-0032	03-3607-0786	03-3607-0845
盲児施設						
生明学園	7	1	福岡市早良区飯倉 5-15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730

(7) 医療型障がい児入所施設

肢体不自由児施設						
粕屋新光園	110	4	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 4-2-1	811-0119	092-962-2231	092-962-3113
ゆうかり学園	60	2	久留米市田主丸町石垣 1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
佐賀整肢学園(ひまわり園)	40	1	佐賀市金立町大字金立 2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391
北九州市立総合療育センター	60	1	北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2	802-0803	093-922-5596	093-952-2713
長崎県立こども医療福祉センター	60	1	長崎県諫早市永昌東町 24-3	854-0071	0957-22-1300	0957-23-2614
重度心身障がい施設						
福岡病院	120	5	福岡市南区屋形原4-39-1	811-1394	092-565-5534	092-566-0702
福岡東医療センター	120	2	古賀市千鳥 1-1-1	811-3195	092-943-2331	092-943-8775
第二ゆうかり学園	90	4	久留米市田主丸町石垣 1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
肥前精神医療センター	80	1	佐賀県神埼郡吉野ヶ町三津 160	842-0192	0952-52-3231	0952-53-2864
東佐賀病院	160	1	佐賀県三養基郡みやき町原古賀 7324	849-0101	0942-94-2048	0942-94-3137
若楠療育園	80	1	佐賀県鳥栖市弥生ヶ丘 2-134	841-0005	0942-83-1121	0942-83-1755
佐賀整肢学園(たんぽぽ園)	120	1	佐賀市金立町大字金立 2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391

(8) 児童自立支援施設

福岡学園	60(32)	5	筑紫郡那珂川町大字後野 279-2	811-1241	092-952-2621	092-952-2622
開成学園	45(22)	1	長崎市平山台 2-34-1	850-0996	095-878-4081	095-878-8613

(9) 自立援助ホーム

かんらん舎	6	3			092-405-7808	092-400-7678
アリス	6	2			093-752-3600	093-752-3600
びわの木	6	1			093-282-1155	

3 子どもの問題に関する主な相談機関

	名 称	電 話 番 号	住 所 (設置場所等)	受 付 時 間 等
福岡市関係	こども総合相談センター	833-3000 833-3001(女の子専用)	中央区地行浜2-1-28	24時間 (年末年始除) 9:00 ~ 17:00 (")
	各区家庭児童相談室	東区 645-1072 博多区 419-1084 中央区 718-1104 南区 559-5124 城南区 833-4104 早良区 833-4357 西区 895-7069	各区保健福祉センター内	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	子ども家庭支援センター (SOS子どもの村)	737-8656	中央区今川2-14-3 サビビル3F	17:00 ~ 20:00 (月火木金) ※年末 10:00 ~ 17:00 (土日祝日) 年始除
	子ども家庭支援センター (はぐはぐ)	408-1985	南区長住3-2-6	17:00 ~ 20:00 (月水木金) ※年末 10:00 ~ 17:00 (土日祝日) 年始除
	発達教育センター	845-0015	中央区地行浜2-1-6	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	737-8771	中央区長浜1-2-8	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	西部療育センター	883-7186	西区内浜1-5-54	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	東部療育センター	410-8151	東区青葉4-1-1	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	発達障がい者支援センター (ゆうゆうセンター)	845-0040	中央区地行浜2-1-6 発達教育センター2F	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	アミカス相談室	526-3788	南区高宮3-3-1	10:00 ~ 17:00 (月~土) 10:00 ~ 16:30 (日・祝) 10:00 ~ 20:00 (第2,第4月曜)
県内児童相談所	福岡県福岡児童相談所	586-0023	春日市原町3-1-7	筑紫野市, 春日市, 大野城市, 太宰府市, 糸島市, 筑紫郡, 糟屋郡(新宮町除)
	宗像児童相談所	0940-37-3255	宗像市東郷5-5-3 宗像自治会館内	中間市, 宗像市, 古賀市, 福津市, 宮若市, 糟屋郡新宮町, 遠賀郡, 鞍手郡鞍手町
	田川児童相談所	0947-42-0499	田川市弓削田188	直方市, 飯塚市, 田川市, 嘉麻市, 鞍手郡小竹町, 嘉穂郡, 田川郡
	京築児童相談所	0979-84-0407	豊前市八屋2007-1	行橋市, 豊前市, 京都郡, 築上郡
	久留米児童相談所	0942-32-4458	久留米市津福本町281	久留米市, 朝倉市, 八女市, 筑後市, 大川市, 小郡市, うきは市, 朝倉郡, 三井郡, 三潴郡, 八女郡
	大牟田児童相談所	0944-54-2344	大牟田市西浜田町4-1	大牟田市, 柳川市, みやま市
	北九州市子ども総合センター	093-881-4556	北九州市戸畑区汐井町1-6	北九州市
県関係等	心の健康相談電話 (県精神保健福祉センター)	582-7400	春日市原町3-1-7	9:00 ~ 12:00 (月~金) 13:00 ~ 16:00
	ハートケアふくおか (福岡少年サポートセンター)	841-7830	中央区地行浜2-1-28 こども総合相談センター内	9:00 ~ 17:45 (月~金)
	薬物110番	641-4444	博多区東公園7-7 県警本部内薬物銃器対策課	24時間
	妊婦さん・赤ちゃん・子ども・思春期電話相談 (福岡県看護協会)	642-0110	東区馬出4-10-1	9:00 ~ 17:30 (年末年始除)
	心の電話ー福岡	821-8785	福岡県地域精神保健協議会	13:00 ~ 17:00 (火木金) (盆除く)
	子どもホットライン24	641-9999	博多区吉塚本町13-50	24時間
	教育庁義務教育課教育相談室	643-3929	博多区東公園7-7	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	家庭教育相談「親・おや電話」 (県立社会教育総合センター)	947-3515	糟屋郡篠栗町大字金出3350-2	9:00 ~ 17:00 (月~土) (第2月・第4土・祝日除)
その他	九州大学心理教育相談室	642-3144	東区箱崎6-19-1 総合臨床心理センター心理教育相談部門	10:00 ~ 17:00 (火~金) 10:00 ~ 12:00 (土)
	福岡大学臨床心理センター	871-8056	城南区七隈8-19-1	10:00 ~ 19:00 (水) 10:00 ~ 17:00 (月火木金土)
	福岡女学院大学臨床心理センター	575-2490	南区日佐3-42-1	10:00 ~ 12:00 (月~金)

4 こども総合相談センター設置の経緯

●平成2年

◆市長公約事業

こども夢パーク

こども総合相談センター

こどもアメニティプラン

◆「こども21世紀夢プラン構想」

●平成5年6月 「こども21世紀夢プラン基本方針」策定

こども総合相談センターは全市レベルの心の拠点と位置づけ

●平成9年4月 「こども総合相談センター基本構想検討委員会」設置（全4回開催）

●平成10年3月 「こども総合相談センター基本構想」策定

●平成10年7月 「こども総合相談センター基本計画策定委員会」設置（全4回開催）

●平成12年3月 「こども総合相談センター基本計画」策定

●平成12年 「基本設計」

●平成12年9月 「実施設計」

●平成13年10月 「着工」

●平成15年1月 「建物竣工」

●平成15年5月 「開館」

福岡市児童相談所、青少年相談センター及び教育委員会教育相談部門を統合し、子どもの問題に総合的に対応する施設として平成15年5月5日に開館しました。



児童の権利に関する条約

(こどもの権利条約)

この条約は、1978年(昭和53年)2月に、ポーランドによって国連の第34回人権委員会に提案されました。11年間にわたる議論ののち、「児童の権利宣言」30周年、「国際児童年」10周年の記念すべき年にあたる1989年(平成元年)、第44回国連総会において採択されました。そして翌年の1990年(平成2年)に発効しました。わが国でも1994年(平成6年)3月に国会で承認されました。

この条約は、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約を批准した各国政府が負うべき義務を明らかにしています。

3部構成、54条からなり、18歳未満のすべてを対象とし、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、あくまで「権利の主体」ととらえています。

また、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように規定しています。

子どもの権利条約とは、世界中の子どもが元気に幸せに生きていけるように、子どもの人としての権利や自由を守るために必要なことを定めた国際条約です。

大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

生きる権利

子どもはどのような差別も受けずに大切にされます。また、健やかに成長し、あらゆる可能性を开花させることができます。

育つ権利

子どもは教育を受け、自由に時間を過ごしたり、遊んだりできます。

守られる権利

子どもは、あらゆる種類の暴力などから守られます。また、障がいのある子どもなどは、とくに守られます。

参加する権利

子どもは自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできます。

福岡市こども総合相談センター事業概要

発行年月：平成28年1月

発行者：福岡市こども総合相談センター

所在地：〒810-0065

福岡市中央区地行浜2丁目1-28

電話：092-832-7100

FAX：092-832-7830

印刷：障がい者生活・就労支援施設 清水ワークプラザ

毎月1～7日は

い～な ふくおか・子ども週間♡



毎月1～7日は、個人、企業（職場）、地域など、それぞれの立場でできることに取り組んで、子どもや子育てに優しいまち“ふくおか”を目指しましょう!!

福岡市では、平成19年4月から、毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”と定めています。

これは、すべての人が、日ごろから子どもたちの健やかな成長を考える“きっかけ”とするため、この週の少なくとも1日は、個人や企業（職場）、地域などに、子どものためにできる取り組みを呼びかけ、社会全体で子どもたちをしっかりとバックアップする意識を盛り上げていく運動です。

例えば、個人では、いつもより早めに仕事を終えて家族そろって晩ご飯を食べたり、職場では従業員の定時退社を促進したり、地域では見守りやパトロールをするなど、ちょっとした心がけでできることに取り組んでいきましょう！

～賛同企業・団体を募集しています～

趣旨に賛同いただける企業・団体を募集しています。企業・団体名と取り組みを市ホームページ「ふくおか・子ども情報」(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/iinafukuoka/index.html>)で紹介します。

詳しくは、こども未来局総務企画課（TEL：092-711-4170，FAX：092-733-5534）までお問い合わせください。また、「ふくおか・子ども情報」の登録ページからもご賛同いただけますので、ご覧ください。